

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年9月2日 午前10時00分 招集
2. 令和4年9月21日 午前10時00分 開議
3. 令和4年9月21日 午後3時11分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
12 番	森元秀一	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

#### 欠席議員

11 番 市原正

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
土木部長	荒木仁	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	総務課長	和田直也
健康増進課長	山中昭人	農政課長	佐伯寛文
住環境課長	加藤勇二郎	企画財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	防災情報課長	市原修二
ほけん課長	小山隆幸	観光課長	秦美保子

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山本繁樹	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 提案理由の説明

日程第2 発意第1号 消費税インボイス制度の適切な措置を求める意見書の提出について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は18名であります。11番議員、市原正君、19番議員、河崎徳雄君につきましては、遅参の届けがっております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしています執行部出席者名簿のとおりであります。

なお、本日市民部長が弔事のため欠席しておりますことを申し添えます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められております。質問者の議員におかれましては、くれぐれも単純明快な質問に心がけ、執行部におかれましては、的確な答弁に努められますようお願いをいたします。

これより順次一般質問を許します。4番議員、甲斐純一郎君。

甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） おはようございます。4番議員、甲斐でございます。発言の通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

今回の発言通告は、9月7日が締め切りでありまして、そして、本題の肥料価格高騰対策事業につきましては、9月14日にお知らせ端末により確認をいたしました。そして、昨日も同じ質問等で確認をいたしておりますけれども、できる限り多くの市民、傍聴の方に御理

解いただくために、若干重複するところがあるかと思ひます。できるだけ簡潔に進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず1番の農業資材の高騰についてであります。今年2月から激化が続きますロシアによるウクライナ侵攻、また、円安の影響で農業資材（肥料・飼料・燃料）の高騰が、農家に限らずそれぞれの生活、すべての方に大きく影響を及ぼしております。これは言わずと知れたことでありますけれども、原料の輸入依存度が高い肥料や家畜のえさとなる飼料といったもの生産資材が値上がる一方で、米はじめ農産物の価格は低迷しておるといふことだろうと思ひます。

ただ今皆さんのお手元に参考資料として準備させていただきました。議長さんの御了解をいただき、農業物価指数の推移と水稲肥料単価一覧表を準備させていただきました。農業物価指数の推移は、9月5日、熊日新聞掲載分であります。水稲肥料単価表はJAからの資料であります。農林水産省が公表する農業物価指数、生産資源価格指数と農産物価格指数によりますと、生産資材価格指数は上昇傾向が続き、4月におきましては10%の上昇、119とデータが比較可能な20年以降で最高の水準になっているといふことであります。背景は今申し上げましたとおり、肥料や飼料の多くを輸入に頼っているといふことであります。これらを考えてときに、農産物価格と生産飼料価格の差がどんどん大きくなっておるといふことでありまして、端的に言いますと、昨年の5月と比較しますと今年の9月で値上がり幅が70%になっているといふことでございます。まずこのことから農政課長のほうに現状について見解をお聞きしたいと思ひます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今議員のほうからございましたように、農業物価指数、今年8月末に農林水産省が公表したものでございますけれども、過去最高といったところの指数が出ているような状況でございます。高騰の影響については、議員のおっしゃったとおり世界的な穀物需要の増加でありますとか、エネルギー価格の上昇に加えまして円安、ウクライナ情勢等の国際問題等が重なりまして、化学肥料の原料でありますとか燃料等の国際価格が大幅に急騰したといったところでございます。

農業物価指数でございますけれども、令和2年を基準に100といたしまして、令和4年7月の指数が119.2と、これについては農業生産資材の価格指数でございますけれども、非常に前年同月、前年の7月に比較しまして10%上昇しているといふことで、非常に価格が高騰しておりまして、多くの農業経営に影響を及ぼしているといふふうな状況でございます。

そういったところで、今後については国の動向を十分注視いたしながら、農業経営に及ぼす影響をしっかりと見極めてまいりたいといふふうな考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

早速でありますけど、先ほど申しました9月14日、お知らせ端末で肥料費の支援のお知

らせがありました。この件について説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど議員のほうからおっしゃっていただきました9月14日からお知らせ端末を用いまして国の肥料価格高騰対策事業につきまして、市民の方をはじめ農業の方に対して広く周知を図ったところでございます。併せまして、ホームページ等におきましても、同様の掲載を行ったところでございます。予定といたしまして、来月10月から事業の受付を行いまして、これについては秋肥をメインに行うところございまして、来年2月からは春肥の分を申請受付といったところで準備を行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） そこでちょっとお尋ねでありますけれども、前年度から増加した肥料費の8.5割を支援するということになっております。この支援はいつ交付されるのかというのがまず1点。

それから、二つ目が、申請はJAあるいは販売店を経由するというのを聞いております。その話の一つ。

それと、今おっしゃった秋肥、春肥でありますけど、その先はどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど申しましたとおり、10月ごろから秋肥の分を対象といたしまして申請を受け付けるわけでございます。補助対象者でございますけれども、これについては農家個人ごとではなくて農業者グループが申請対象という形になっておりまして、これについては5名以上のグループという形でございますけれども、基本的にはJA等で申請を受け付けまして、まとめて申請するといった形式で行っていくということで予定をしているところでございます。

また、10月に申請を受けまして、年末12月ごろに影響のあった農業者の方々に支援金の交付を行うといったところになっております。

また、春肥につきまして、水稻、WCS稲の分になるかと思っておりますけれども、2月に申請を受け付けまして取りまとめを行いまして、3月末に交付金を支給する予定とさせていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 秋肥については12月、春肥については来年の3月をめどということよろしいですか。分かりました。

国の対策事業はこれで終わりたいと思いますが、今からお聞きしたいのは、この肥料価格高騰対策事業に係る阿蘇市の単独支援についてどのようにお考えか、あるいは計画されているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回、国の対策事業に上乘せ助成も含めまして単独支援という形でございますけれども、上乘せ助成につきましては、昨日の6番議員の一般質問の際でもお

答えさせていただきましたけれども、国が7割、熊本県が1.5割の合計8.5割の支援率という形になりますけれども、そういった形で県の上乗せ補助が同時に行われるという形になっておりますので、市の独自上乗せについては予定をいたしてないところでございます。また、併せまして、上乗せ以外の独自支援についても現在予定をいたしていない状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 昨日、6番議員の質問の中で、課長のほうから関係機関と今後協議するというお話がありました。関係機関といいますとJAを中心とした団体だろうと思えますけれども、現状を考えたときに、JAあたりが悠長に構えているというのは考えられないと思うんです。なぜならば、他の町村におきましては、この問題を6月の補正に上げて、もう9月から実施しているという町村もあります。もう御存じだろうと思えますけれども、やはり、そのように非常に深刻だと。これをどのように捉えていくかというのが一番大事なことではないかなと思えますがいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回の農業資材等の高騰による農業経営の影響といったものについては、非常に深刻な状況ではございますけれども、今後、この高騰状況がいつまで続くのかといったところが、先はまだまだ見えないような状況でございます。そういった中で、まずは動向を注視をさせていただきながら、十分、JAなど関係機関とそういった状況の対策を含めまして、十分検討を図っていくようなところで現在考えておるような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） やはり多くの農家は、最初から余裕のある農業経営をやっているというのは非常に少ないんじゃないかな。非常に現実には厳しい。ですから、当面我が財布から金を出すのではなくて、できるだけ早めにこういう方式を活用して次につなげたいという人ばかりではないかなと思えます。歯止めのかからない肥料・飼料の値上がりにより農産物生産農家、あるいは畜産農家からは経営努力だけではもう限界という悲鳴が上がっております。これは新聞にも載っております。やはり、こういう非常時を考えたときに、基金積立も必要ですけれども、やはりこういったものを今の時期使わなければならないような現状ではないかなというふうに考えておりますので、早急な支援対策等々を御検討いただきたいと思えます。ひとつお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 関係機関でございますJAさんでございますけれども、こういう国際情勢を踏まえまして、秋肥につきましては早めに発注し、在庫を確保されているとお聞きいたしております。したがって、価格の上昇前に確保したというところもでございます。やはり春肥以降の、先ほども申しましたとおり、こういう状況がいつまで続くのかといったところは、まだ先が見えない状況でございますので、そういったところも十分注視しながら検討してまいりますけれども、側面といたしまして、堆肥を含みます有機肥料の活用でございますとか、省エネルギー技術の導入、またスマート農業の導入あたりも踏まえまして、少し

でも農業経費が縮減できるような部分の取組も併せて検討をやってまいりますし、また、今回は化学肥料を2割低減するというふうな取組でございますので、そういった中で、化学肥料に置き換わるような部分も、当然補うような違う手立てで早急に検討していくといったところも、現在課題の一つとして捉えている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

私は、これまで一般質問の中で一次産業の活性化が他の商、工、観光業への活性化につながるということを申してまいりました。この項目の最後でございますので、経済部長のほうにどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） まさしく第一次産業、農業と観光が阿蘇市の基幹産業でございます。もちろん第一次産業が活性化することで二次産業、三次産業、製造業、観光業、サービス業が活性化されるものと思っております。農政事業のひっ迫する経営状況については重々承知しております。十分にそこについては支援を図っていきたくは思いますが、何分限りある予算でございますので、阿蘇市単独ではなかなか難しい部分もございます。やはり、一方で家庭生活、物価高騰、コロナ、今の状況を見ると、市民全体が低迷しているような状況もございますので、そこらあたり全体を含めて阿蘇市として取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

これをもちまして農業資材高騰に係る質問を終わらせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 次に、2番の公立小中学校教員の勤務状況についてという題で質問をさせていただきます。

これまた、先日の熊日新聞、8月18日に教員の過酷勤務の見出しが大きく掲載されておりました。その内容は、少子化が進んでいるにも関わらず、デジタル対応などの業務が拡大しているためで、教職員の半数は勤務時間中の休憩時間がゼロということが研究者の調査で判明したと書かれておりました。

まずは阿蘇市の現状についてお尋ねしたいと思います。教育課長、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

新型コロナの感染対策ということで、学校の授業の部分もオンライン授業とかそういうことで必要になりまして3年目になります。通常業務に加えまして、このICTを使った部分というのは、非常に増えてきたというのは間違いございません。令和元年から2年にかけてまして、ICTの環境整備ということや技術の指導の充実ということで、先生方の大変な労力が必要でございましたけども、その後、令和3年、4年にかけてまして、学校のほうにおきましてはこの活用も大分慣れてきて、その費やす時間も大分減ってまいったというふうに関

ております。このICTを活用して様々な校務支援も進めておる状況でございます。現在は先生たちも、コロナで当初は戸惑いもありましたけども、随分慣れてきて労力も減ってきたというふうに聞いております。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） この件を質問するに当たりまして、事前調査ではありませんけれども、令和4年度の教育要覧を拝見しました。そして、熊本県教育委員会の取組、阿蘇郡市の教育の取組等々を確認をさせていただいたところであります。当然でありますけれども、重点項目及び努力目標が設定されて、子どもたちの生きる力を育む教育の充実ということがしっかり伝わる内容ができております。しかし、現在、その目的を達成するためにはということでは考えますと、今話があったICT、情報通信技術の教育活用が当然必要であります。しかし、このことが逆に先生方の非常に重荷になっているということではないかなと思います。このことにより現実には超多忙となって、先ほど言いましたように休み時間もないとお陰でというとおかしいですけども、精神疾患で休職している教員がどんどん増えているというふうに聞きます。その辺いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

いろいろな事情でお休みになられている先生方がおられますけども、このコロナ禍におけるそうした多忙との因果関係は、ちょっと今のところはっきりしたところはありません。しかし先生方の負担にならないように阿蘇市単独でICTを使ったそういう習得の部分についても、専門家を派遣して各学校の指導をする部分のソフト面から支援をしておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 教育課長、ありがとうございました。

今いろいろお聞きしまして感じますことは、教員の疲弊は子どもの成長に非常に悪い影響を及ぼしますし、国、自治体は教員がゆとりを持って児童や生徒と向き合える勤務状態をしっかりと作っていかないといけないのではないかなと。そのためには待遇改善ということになるかなと思います。まず教員の働き方改革ということで上げております。教育部長、どうお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、超過勤務時間というのは単に教職員の健康とか心身に悪影響を及ぼすだけではなく、そのことが子どもに対する悪影響も及ぼすものというふうには私たちも認識しております。先生たちがいかに健康を保って子どもたちに向き合えるかということは、私たちがそういった環境を作らなければならないというふうにも考えておりますので、毎月校長会議というのを開いておりますし、年に4回の教頭会議も開いております。その中で各学校の勤務実態というのをお示しして、校長を通じて各学校、超過勤務にならないような環境づくりについて、私たちのほうから指導も行っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

私はこれまで一般質問や文教厚生常任委員会でアゼリア 21 のプールの問題のときに、水泳の授業について専門職を持つアゼリア 21 のほうに授業をお願いしたらどうかと。そうすることによって先生たちの時間や手間が省けるといこともお話をしてまいりました。要は、先生方の負担軽減ということであります。まさに主役は子どもたちでありますから、先生方に余裕を持って子どもたちと接する時間を確保する方策を練っていただきたいというふうに考えております。そのことがまさに確かな学力、豊かな心の育成につながっていくと考えるところであります。

最後になりますが、教育長さんのほうに総括を含めまして、まず一つは、主役は子どもである。子どもたちと接する時間を確保する方策について。そして二つ目が、今教育部長からも話がありましたけども、今後の働き方改革についてどうのお考えかをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず子どもたちが主役であるというところでのお話で、まさにそのとおりだということで、学校で多くの時間を過ごします子どもたちの授業こそ生きる力を育む基礎となります。子どもが自ら考え、そしていろんな子どもたちと対話をしながら、「ああ、なるほど。そういうところに自分は気付かなかったな。こんな考え方もあるんだな。」と、そういう授業の中で、本当に一人一人の子どもたちが、自分なりにこれからどう学びを進めていくのか感じ、そして具体的に学習に取り組むことができると思っております。

その課題解決に向けた主体的な学びを育てていくためにも、先ほどから出ておりますように、子どもと先生方が向き合う時間をしっかりと確保していくことは非常に重要だと思っております。ICTを活用しました校務支援システム等も今進めておりますし、かなり活用いただいております、また、会計年度職員の皆様に学習支援とか生活支援として入っていただきました。いろいろと学習、生活の中での支援とともに、先生方のしっかりとした負担軽減にもつながっているものというふうに思っております。

改めて、これまで教職員の長時間勤務が大変大きな問題になっておりました。国では法律の改正とともに、教職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るために指針を作成し、阿蘇市ではこれに基づきまして、令和2年に規則を定めまして、先生方の時間外の在校時間の上限等を定めながら、先ほど部長が申し上げましたように各学校で具体的に決めをいただいております。長時間勤務につきましては、先生方の心身の健康に影響を与えるだけではなく、子どもたちへの教育に大きな影響があるということで、先生方が心身共に健康でワークライフバランスを実現できる環境を整えまして、子どもたちと向き合う時間の中で先生方お一人お一人がやりがいを感じていただく。このやりがいを持って効果的な教育活動を行っていただく、そういった教育の環境づくりの実現に向け、日々努力をしております。

勤務時間の適正管理につきましては、ＩＣカードを導入しております。また、留守番電話等も、時間外につきましては保護者の理解をいただきながら導入しております。緊急事態の連絡等がありましたら、警察のほうとも連携しながら対応できるように体制を整えているところです。

また、保護者のほうに連絡するには、これまで紙を中心として進めてまいりましたが、ＳＮＳ等の活用によりましてタイムリーで、そしてまた充実した情報をお届けすることができるということで、今も進めているところです。

私のほうからは以上です。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○４番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

当然のことですけれども、頑張っておられる先生方と大事な子どもたちの成長をしっかり守っていただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） ４番議員、甲斐純一郎君の一般質問を終わりました。

続きまして、２番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君） ２番議員、佐藤菊男です。通告に従いまして一般質問のほうを行わせていただきます。

今回は二つの点につきまして一般質問のほうを行いますが、まず最初に、波野地域における未利用危険建物等の老朽施設の解体計画についてお尋ねします。

最初に、小地野の国道 57 号線に隣接しております林業研修集会施設についてですけれども、この施設は著しい老朽化に伴いまして、長年放置といえますか利用されず、地域からも解体の要望等が出てると思われれます。平成 29 年 3 月策定の阿蘇市公共施設等管理計画においても使用不可、除却検討という方針が明記されておりますが、今後の計画に沿った解体のほうの計画がどのようになっているか。いつごろに解体するのか、具体的な対応ができていのかどうかを農政課長のほうにお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

林業研修集会施設でございますけれども、1988 年、平成元年から運用開始をいたしてございます。現在の状況でございますけれども、雨漏り等々の被害によりまして、平成 28 年の熊本地震前から使用を中止しているような状況でございます。

地元等の協議でございますけれども、平成 26 年から地元区長、また地域住民の皆様も含めまして、今後の施設の取扱いにつきまして、協議を重ねていたところでございますけれども、熊本地震の影響によりまして、最終的な方針が現時点では固まっていないような状況でございます。

今後の方向性でございますけれども、解体等も含めまして、十分地元区と改めて協議を進めまして、方針の検討を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 施設のほうの現況は農政課長も十分御存じと思いますが、まずは雨漏りです。中のほうの施設も大分腐食等が進んでおります。それと施設の周りです。ここが木造であります。これも非常に危険でもう歩けないということで、現在、ロープ等が張ってありますけれども、非常に地域としても防犯上も景観上もよろしくない。また、阿蘇市の合併時に示した東の玄関口にも当たります。このあたりで非常にイメージ的にも悪いので、早急に対応を検討され、現在雑草等も繁茂しております。やはりそのあたりも市の施設として、放置するのではなく管理をちゃんとやっていただきたいということで、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在、使用中止いたしておりますけれども、これまででございますが、農政課の職員のほうで年数回の施設敷地内の除草作業、屋根や壁面のはがれ部材の箇所の事前撤去でありますとか、そういった安全対策面の管理は職員のほうでさせていただいておりますけれども、やはり議員おっしゃいますように、国道 57 号、幹線道路にも面しております。そういった観点から年内をめどに地元区、また地域住民の方々に意見を求める会議を予定をいたしておりますので、ある程度年内にめどをつけて計画を定めてまいりたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 年内には明確な方針を出すということですので、ぜひ地元との協議を進められ、早期の対策をお願いします。先ほども言いましたけれども、ちょっとイメージ的に非常に悪いですし、施設も現況として使えないということですので、早期の対応を農政課長に求めてこの質問を終わります。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 次に通告書の 1 の 2 から 5 までまとめて質問をいたしますけれども、平成 10 年の小学校の統合により閉校しました波野地区の旧小学校の校舎等の施設及び波野公民館について、教育委員会として除却、つまり解体の計画は立てられているのか、また補助金の適正化法により解体等ができない処分制限に該当する施設があるのかをお尋ねします。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず旧波野中部小学校の体育館におきましても毎年区長のほうから要望があつておるところでございます。今年度、旧校長官舎のほうの解体を予定しております。体育館は昭和 41 年に建築されまして築 56 年ということで、この場所が大道団地ということになっております。この体育館の解体におきましては令和 5 年以降に施設の全体計画の中で計画してまいりたいというふうに考えております。

次に、旧遊雀小学校の校舎につきましては昭和 33 年 11 月に建てられまして、現在で 64

年経過しております。ここにおきましては、現在、地元の区のほうで全体の草刈り等管理をしていただいております。今年ではできるところからということで、まず屋外にありますトイレのほうから解体をしていきたいというふうに計画しております。

それから、去年、一昨年に企業等からの提案や大学等の視察とかありまして、利用できないかという相談が今あっておりますので、ちょっとしばらくはこの現状維持の方向で考えておるところでございます。

それから、波野公民館は、昭和 55 年に建てられまして 41 年経過がしておるところでございます。この公民館におきましても熊本地震によりまして外壁の一部が破損して、横の体育館との間が非常に危ないということで、一部立入禁止をしていた状態でございます。昨年、このような状態がありましたので、地元の市議の方、それから波野地区の代表区長さんにお集まりいただいて、今後の利用をどうするかというような議論もさせていただきました。この協議の中で使用停止をしたほうがよからうということで、今の状況で安全面からも解体をしてほしいというような御意見をいただいたところでございます。現在、解体の時期につきまして、めどは立ってはおりませんが、計画を立ててまいりたいと思います。この地域は体育館と公民館の周りの分につきましては、地元の区のほうで草刈りをお願いしてるところでございます。

それから、5 番目の旧檜木野小学校校舎・体育館・職員住宅について、檜木野小学校におきましては、昭和 46 年建築の築 51 年です。この校舎だけが財産処分の期限の期間 60 年に対し 51 年ということで、まだ残っている施設でございます。現在、体育館のほうを財団法人の阿蘇グリーンストックに貸しております、茅葺きのそういう品物を格納するために貸し付けておるところでございます。体育館以外におきましても、今後廃校施設の全体的な計画の中で計画をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 今、各施設の状況等について説明がありましたが、檜木野小学校だけがちょっと補助金適正化法の処分制限に該当するということですが、やりようによっては繰上償還等をすればこの要件から外れますし、非常にこれらの老朽施設は防犯上、また景観上、非常によろしくないと思っております。また、先ほど言いました公共施設の総合管理計画の中でも、この中で除却ということで計画に明記をされておりますので、やはり計画に沿った適正な対応が望まれると思っておりますけれども、このあたり施設の管理担当部署として、この計画に対する現在の状況、計画どおり進められていないことに対してどういうふうに考えておられるのかお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 現在、除却となっております解体の予算等々も担当課と折衝している部分もございますけれども、廃校となりました学校も非常に多いところですが、計画的に廃校施設の全体的計画の中で検討させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 教育課長、ありがとうございました。

次に、先ほどから言っております公共施設等総合管理計画及びに公共施設個別施設計画を管理する企画財政課にお尋ねをしますけれども、当初の行政目的による使用が終了し、遊休化している施設及び老朽化の進んだ施設は、市民の生命、身体、財産を脅かされたり、生活環境の悪化が懸念されているところですが、市の公の施設におけるさっき言った計画に基づいた事業の執行ができていますかどうか、企画財政課長にお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

波野地区に限らず全般的な話といたしましては、施設の健全度が低く、経年劣化が著しい施設につきましては、稼働状況等を踏まえて、今後の利活用について随時各施設の担当課と協議を進めているところでございます。

特に未利用施設で将来的に利活用が見込めない施設につきましては、財政負担を考慮しながら防災上、防犯上、また周辺環境への影響など緊急性が高いというところから計画的に撤去を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） ただ今計画的に進めていきたいということですが、やはりこういう施設の全体計画の中で、また結構町村合併によりまして、いろんな現在使用してない施設等が数多くあります。老朽化して、維持するには相当な財政負担がかかる施設等もあります。そういう中で、やはりきちんと除却計画、解体計画等を作ってやられる予定があるのかどうか。他の自治体においては財政的な面もありますけれども、計画をきちんと立てて、この施設は除却とかそういう計画を立てておられますので、企画財政課としてはそのあたりの計画を立案していく考えがあるのかどうかをお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） これから高度経済成長期に建設された建物が大量に更新の時期を迎えてまいります。老朽化した施設については順次全体的な計画を考慮した上で計画的に進めていきたいと。解体についても危険なところについては、特に順次進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） いずれにしても、坂梨保育園の移転と同時に旧園舎の解体予算のほうが決まりましたようにやればできますので、スピード感のある対応と安心・安全な環境づくりのため、地域住民の心豊かな暮らしの実現に向けてさらなる取組を執行部のほうに求めたいと思いますが、早期の解体等に向けて財政が一番ネックになると思っておりますけれども、財政担当部長であります総務部長の見解をお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） これまでの質疑の中で、防犯上、景観上、そういった言葉もいただきました。波野地区については特に東の玄関口でもありますし、これから観光客もどん

どんコロナが終われば増えてくる。市としても普通の民家の荒廃家屋については適正な管理、適正な維持、お願いしている以上はきちんと計画を立てた上で、将来的にもう使えない建物、そういったものはありますので、先延ばしすればするほどやっぱり財政の負担の先延ばしにもつながりかねませんので、財政の状況を見ながらにはなりますけれども、適時適切にタイミングを逃さないように、処分なり撤去なりをしていく必要があるというふうに感じております。今回こういった質問をいただきましたので、部内でも再度この計画を確認しながら、少しでも前に行くように努めたい、そういうように考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 総務部長、ありがとうございました。

今、総務部長からもありましたように、負の遺産として長く残していくのではなくて、やはり早めですっきりとした形で後世につなげていくのが私たちの使命とっておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

これで解体等につきましたの質問は終わります。

次に質問の2番目であります広域基幹林道阿蘇東部線阿蘇望橋周辺の景観の整備についてお尋ねをしてみたいです。

平成11年11月に完成しました阿蘇望橋は、全国で当時初めての屋根付きの木造橋であります。完成から20年以上が経過しまして、橋周辺の河川ののり面に竹や雑木が繁茂し、橋全体の像が見えなくなり景観もよくなっておりますけれども、現地をまず確認されているか、また確認していればどう感じたかをまず観光課長からお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦美保子君） 今、御質問の通称マディソン郡の橋に似ているというところで話題になった阿蘇望橋、これについては現場のほうも確認をしております。例えば、今お客様が阿蘇望橋を撮影しに行きたいんだけどと言われたときに、スペースがあって写真も撮れるので場所を御案内しても、今議員おっしゃるとおり、確かに草が生い茂っていて全景は写せないんですというのが現状でございました。なので、そこは本当に真摯に受け止めております。本当にあそこのスペースも、聞くところによると地域の方が草刈りをしておられたというところも分かりました。それとバックが非常に天気の良い日に行くと阿蘇山がきっちり入って、本当に波野の観光スポットであるということはしっかり理解しております。なので、例えば観光の面での木の伐採というものもあるかもしれません。とにかく今いろんな関係課と調整して、改善策を考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 観光課長、ありがとうございました。

次、農政課長、同じ質問です。お願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

現場の確認をさせていただいておりますけれども、これまで基幹林道の阿蘇東部線の管理作業といたしまして、夏場に沿線上の除草作業を業者に委託しまして実施しております。今回

の阿蘇望橋周辺については、先ほど観光課長が答弁いたしましたとおり、地元の御厚意によってスペースの除草作業等々を実施していただいている現状でございます。

今後でございますけども、林道の通行でありますとか、橋梁の維持管理保全に支障がある対象箇所につきましては、次年度以降の委託業務の中で可能な限り盛り込みまして発注を予定したいと考えてるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） その当時、木造橋として造った意味の一つには、木材の建築材としての可能性をPRすると、木材で橋もできるんですよという形で、材木の需要拡大にも向けた一つのPRの施設でもあります。そういう中で、先日の台風14号ですね、このときも橋の両脇に竹が茂っております。これがもう橋の屋根の部分にひさしに全部かかっております。そういう形で施設の損傷も今後考えられますし、また竹木等の倒伏により通行車両の事故発生の可能性等も考えられますので、早急に対応のほうをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 阿蘇望橋の付近につきましては、市道と接合いたしておりますので、それぞれの管理が異なっておりますので、そのあたりの管理作業の調整を図りながら、十分安全管理、または景観を阻害しないような部分の作業を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） ありがとうございます。

この阿蘇市のほうも昨日の議員の質問にもありましたが、人口減少の波が押し寄せてきております。こういうときこそ執行部としても中心部だけに目をやるのではなくて、やはり周辺部への目配り、気配り、全体を俯瞰した広い視野が、また視点が必要ではないかと思っております。常に全体の状況を把握をしていただき、行政の執行に当たられることを要望して私の今期の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 2番議員、佐藤菊男君の一般質問を終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分に再開をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、15番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋義行です。通告に従い質問しますが、変化球ではなくてストレート勝負しますので、端的な答弁をよろしくお願いします。

まず1番目に野焼きについてですが、この野焼きは阿蘇市にとって草原景観を維持するという非常に大事な仕事であります。国土保全の意味合いもあります。今まで何人かの議員も質問しましたが、その答弁についても質問したいと思いますし、まず火入れ責任者のあり方ということで通告しております。現在の火入れ責任者はどなたでしょうか。農政課長。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在の火入れ責任者という御質問でございますけれども、火入れ許可申請を市のほうに申請していただきまして、火入れ責任者を設置いただいておりますけれども、地元牧野組合の代表でありますとか、区の代表者が火入れ責任者になっておられる状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 牧野組合長ということで、そして各牧野いろいろ状況が違うと思います。その牧野各地区によって牧野組合がないところとか脆弱なところは火入れ責任者はどなたがされますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 火入れ申請を行っていただいておりますけれども、原則といたしまして牧野組合組織が組織化されているところからの申請になりますので、それ以外については、例を挙げますと波野地域、個人の牧野所有の方がいらっしゃいますので、そういった地域につきましては、まとまった形で申請をいただいております。個人ごとではなくて、それぞれの個人の火入れ箇所をまとめて代表で申請いただいている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 聞いた話では、ある地区では区長さんが火入れ責任者になっておるといようなこともあります、その確認は取れておりますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 大半が牧野組合の代表者でございます。中には地元代表というところもございますけれども、大半が牧野組合からの代表という形になります。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 区長が火入れ責任者になってるところはないですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 波野地域で区の代表者がなられてるといったところもございません。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） ちょっと次の話をしたいと思います、野焼きの当日に火入れ会議をしますよね。その火入れ会議の内容というのはどういうメンバーが集まって、どういふふうにするのか、進行は誰がするのか、そういうところをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 火入れ作業前の火入れ実施の可否を判断する事前会議でございますけれども、当日の朝6時半に開催している状況でございます。参集範囲といたしまして、

各地区ごとの牧野の代表者、それから広域消防本部、それから市の農政課といった構成で、当日の気象条件であります火入れの可否を判定いたします強風注意報の発令がなされているかなされていないか。また、各牧野組合の地区の代表者の方に、当日の朝にそれぞれの現場の状況や気象状況を確認していただいて、代表者会議の中で状況を御説明いただきまして、最終的に総意のもとで可否の決定を行うといったところになっております。進行については農政課のほうでやっております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 分かりました。各牧野組合の代表が集まってその当日の状況で判断すると。そのときに最終判断を決定するのはどなたが決定するんですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これについては阿蘇市が火入れ許可権者でございますので、火入れ許可申請をいただいて 60 日間の間に火入れを行ってくださいという許可を出しますけれども、当日の判断については、事前のそういった代表者会議の中で判断をしているという状況です。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） では合議制で決めるということでもいいですね。

先ほど、責任者、代表者が区長さんの場合もあり得るんですね。私が聞いたら、ある区長さんが山に焼き込んだから警察の事情聴取を受けたとかいう話を聞きましたが、区長さんからそういうことを聞いてませんか。たまたま今年の野焼きは非常に山林火災が多くなって、山林火災に及んだところの区長さんが消防とか警察の事情聴取を受けたという話を聞いていますが、それは聞いてませんか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 事情聴取等がどなたがお受けになったかという把握はしておりませんが、延焼した箇所が集落持ちの共有林であったりとかそういった部分であるならば、集落の代表者というところの事情聴取があるかといったところで考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 牧野組合長ということに対して、私の地元の狩尾牧野は行政区が三つ、1区、2区、3区ありますから、その3区で押し回しの組合長なんです。2年越しの押し回しで、たまたまそのその年に組合長になった人がその年の火入れ責任者ということになりまして、もしそういう形で焼き込みとか山林火災とかになった場合は、その人の責任になるわけです。だから、これは非常に、前回の6月議会でも質問しました。そのときに課長の答弁は入会権の慣習的な大きな権利があるから、これは簡単に市長が火入れ責任者になるとかということは、まだちょっと厳しいのではないかと。ただ、私は押し回しでなるような牧野組合長が、火入れ責任者としての責任は持てるわけじゃないかというのが一般的な話なんです。そこら辺はどういうふうに感じてますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これについては地域性もありますし、牧野の代表のあり方と申

でしょうか、やはり牧野に関わる度合いが多い地域であるとか、少ない地域も中にはあるかと思います。そういった中での部分も大きく要因としてはあるかもしれません。火入れ許可申請の中で火入れ責任者という形でいただいておりますけども、すべてにおいて火入れ責任者が責任を負うという形ではありません。いわゆる不注意でありますとか過失によって事故を起こしたといったところについては、当然火入れ責任者の責任が問われるわけでございますけども、それ以外の今回のような事故のような突風による延焼等々についてはそれに当たりませんので、それについては十分今後注意深く火入れ会議等で説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そうだと思います。だから、今まで阿蘇市が立場的に取ってきた行動は、そういう意味で車の賠償にしてみせしめ、すべてが阿蘇市が 10 割の責任を取って賠償しております。そういう意味で実態と本音と建前の世界です。だからそういうのをいつまでもやるのではなくて、もうこの辺ではっきり実態に即した形になるほうがいいのではないかなど。昔は集落の 8 割ぐらいが有畜農家である。農耕用の牛、馬を皆飼ってたから、牧野の責任者というか集落全体が有畜農家です。だから、その代表が責任者になってもよかったけど、今は数パーセントの人たちが有畜農家です。その人たちに火入れ責任者はちょっと厳しいのではないかと思います、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 以前は各家庭に家畜を飼育いたしまして、牧野の放牧、また採草といった部分の牧野の利用形態があったわけでございますけども、議員おっしゃるように、有畜農家も減っておりますので、場合によっては入会権を持った現在農業をやっていない方が代表者になるといったケースも多々あるようでございます。阿蘇市の火入れに関する条例にも規定いたしておりますけども、やはり原野の地形であるとかそういう火入れに精通した方を、牧野組合の代表ではなくて火入れ責任者という形で別に選定していただくなど、今後火入れ責任者イコール牧野の代表という形ではなくて、そういったところもやはり各牧野のほうで検討していただく部分があるのかなと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 今課長が言われた野焼きに精通したグループの代表、そういうことは非常に私も賛成です。そういう形で、その上のトップの責任は阿蘇市の責任者が責任を取るといことで、入会権について私ちょっと調べてみましたら、山林原野において土地を総有などして伐木、採草、キノコ狩りなどを共同利用を行う慣習的な物件という説明がありました。そこで「総有」というのが、総会の「総」に「有する」の「総有」ということがちょっと分からないから、またこれも調べたら、各自の持ち分は定めないが共同で所有するという、まさにこの入会権というのはそういうもので、だから入会権者の中で野焼き班を作って、そういう人たちが専門的にやっていくと。その上は阿蘇市の市長がトップに立つと、そういう感覚ではいかがですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） やはり火入れについては、箇所によっては急傾斜地、平坦ではないような部分もあります。そういったところに火入れを行うわけですので、やはり、先ほど申しましたとおり、精通された方がやはり火入れを行っていただいて、それ以降の後方支援としてそれ以外の組合員さん、また野焼きボランティアさんの部分で対応していくというふうな流れになるかと思えます。そういったマンパワーの部分についてはそれでよろしいかと思えますけども、最終的な火入れ責任者が首長という御意見でございますが、これについては阿蘇地域と熊本県のほうでこれまで数回、今後の野焼きのあり方の検討について話し合いを行っておりますけども、そこでも実際出ておりますが、首長がすべての火入れ責任を負うといったところについては、慎重な御意見をいただいているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そのことで私もちょっと疑問に思ったんですが、やっぱり行政の中で市と町村というのは区別が違うんですか。農政課長分かりますか。なぜこれを聞くかというと、南阿蘇村は村長が火入れ責任者になってるんです。あそこは南阿蘇村ですから、阿蘇市は阿蘇市ですから、だから市と町村の場合の仕分け方が違うのかと思えますが、これはちょっと通告とは違いますが、ちょっと流れでこうなりました。次聞こうか。次、総務部長に今から通告しておきますので、総務部長に聞きますから、それは 12 月の議会で聞きます。

そして、では次に行かないと時間がなくなります。担い手不足の解消はということでしておりますが、先ほどからボランティアに頼ったりいろいろやっておりますが、一旦事故が起これば、そういうのは非常に危なっかしい。だからもうこれは最後の質問ですが、災害派遣で自衛隊を要請するじゃないですか。野焼きでもし災害が起こったら大変なことです。災害が起こる前の災害派遣で自衛隊の要請はできないかということが私の質問です。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 火入れを災害派遣対応という形で自衛隊をお願いするというふうな御意見と思えますけども、現在、牧野組合という組織がある以上、やはりそういった入会権もお持ちでございますし、管理責任といったものもあるところでございますので、長期的に将来においては検討する必要もあろうかと思えますけども、現時点は組織がなされておりますので、まずはそれぞれの牧野のほうで解決していくところがまずは一つだというふうに思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 自衛隊OBの方に聞くと、自衛隊は完結型だと、移動も宿泊も食事も何もかも完結できるから、もう野焼きのヘルパーに自衛隊が一番いいと思いますが、考えておいてください。

では次の質問に移ります。次は広域農道（通称 8 メートル道路）について通告しておりますが、全線改良はいつになるのか。これは当初は令和 3 年度中にやるということだったけど、赤水のあの地域が地盤が悪いということで秋口になったという話は聞いておりますが、もう秋なんですね、9 月。いつ改良が終わりますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 赤水工区でございますけども、おっしゃいますとおり、令和 3 年度から翌年度までずれ込んだというところがございますけども、これについては県事業でございますので、熊本県さんと十分完了時期等の調整を行っておりますけども、現時点ではやはり秋口と。秋も非常に期間があり、幅広でございますけども、時期的に何日をめどというところまでには至っていない状況でございます。申し訳ございませんが、秋の期間という形でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 結構秋は 3 か月ぐらい、春夏秋冬、三、四、十二（ $3 \times 4 = 12$ ）、えらく幅を持った答えですね。なかなか逃げる言葉としては一番いいと思いますが、そのときに今未改良の成川と道尻交差点が未改良、まだめどが立ってません。前後はきれいにできていてもあそこだけが残っている。成川のほうが農政課ですか。そこのところの今状況はどういうふうになってますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おっしゃいますように、成川と 212 号線に接続します部分でございますけども、延長で 20 メートル程度未改良でございます。これまで地権者の方と定期的に交渉を試みているところがございますけども、まだ用地買収までには至っていない状況でございます。今秋に赤水工区も完了するわけでございますので、1 日も早い用地買収、改良工事の完了を目指し、交渉に挑んでまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） その交渉の内容というのは詳しくは話せないでしょうけど、手順としてはどういう手順を踏んで交渉するわけですか。交渉の手順。

では質問を変えます。農政課の職員が地権者の方にお会いしてお話をするということですか、それとも話の通りそうな人を介して話をするとか、ただ農政課の職員が行くばかりですかという意味です。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これまで用地交渉の手法については様々な形で最終的に用地買収まで至っておりますけども、議員おっしゃるように、直接県と農政課がお願いに行くというところもありますけども、今回のように難航している部分について、地権者の方が御納得いただけない部分についてはやはり地域の方々を交えながら、丁寧に交渉に入っていくといったところを、今後粘り強くやってまいりまして、少しでも御理解をいただくようやってまいりたいと。そういった手法でやってございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） お互い受けるほうも交渉するほうも人ですから、心を割って分かるように交渉してください。必ずその人にとって大事な人がいるはずですから、その人たちを探して交渉をお願いするとか、そういう形をお願いします。これは通告書には建設課長は出してないですね。では代わりに農政課長が、道尻についてもどういう状況か答えてください。

道尻交差点。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 所管外ではございますけども、聞いておる状況でございますと、やはり成川の地権者の方と同様、粘り強く交渉を行っている状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 先ほどから言うように心をちょっと割って、本当の気持ちで交渉してください。杓子定規な話では絶対だめです。ほろっとするような話もしながらお願いします。

次の沿線の草刈りについて、これは1枚写真をお配りしております。写真の左側が歩道側です。右側上と下が北側です。これができてる所とできてない所の差を見てほしいがためにこの写真を撮りました。左側の歩道側の上のほうはいつもこういう形、ほとんどこういう形。反対側はもう全然、これは阿蘇市の管理道路だから知ったことかという、聞いたことはありませんよ。そういう気持ちが取れるような感じ、そして北側についても同じ、こういうふうに農家の人の気持ち一つできれいになってる所となっていない所があるんです。これは管理者として阿蘇市がどういうふうにやってる人とやってない人との差を付けるか。何か日当でもやるように、やる気が起きるような仕組みは考えられはしませんか。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 広域農道につきましては、非常に交通量も多くて、作業におきまして事故等の発生も懸念されるわけでございます。多面的機能直接支払交付金のエリアにはこういったところから入っておりません。議員のほうで御用意いただいた除草作業の部分でございますけども、やはり地権者、耕作者の御厚意、また多面的機能エリアに入っておりませんが、地域のそういった共同活動の中でやっていただいたようなところもございますので、そういった状況の部分が差異として見えているというふうに思います。

○議長（湯淺正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 草刈りは石が飛んだりして危ないからなかなかできないという話も前に聞きました。ただ、道路の周囲を刈る人たちがチップソーで刈るんです。コンクリートの際もきれいに。やはり、何でもひもを使わないんですかと聞いたら、ひもは石が飛んだりしてほかに迷惑がかかるからと。チップソーだと、うまく使えばやれるそうです。ですから、これも大事な道路です。そのためにある程度年に何回やって、何月と何月にやるというようなことも計画を立てて、そしてやるからには多面的機能のこともありますし、日当が出るようなそういう話もして、業者を雇って委託するよりも、近隣の農家の人たちの収入に少しでもなればいいじゃないですか。そしてきれいになる。そういうことを考えてみてください。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 御用意していただいた写真でも分かりますけども、刈払機のチップソーで除草を行っておられますけども、やはり主たる原因といたしましてが、縁石部に堆積しております土砂を撤去しないことには雑草が繁茂するというたちごっこになりますものですから、その分をどう対応するかというところで今考えておる最中でございます。そ

れと併せまして、昨年からでございますけれども、農政課の職員で除草作業をやっておるところもございます。今後は関係機関も含めまして御相談しながら、または、先ほど議員おっしゃいましたとおり、多面的な部分でエリアを広げるなど、警察協議あたりも実際やっておりますので、通行止めなど安全対策を施しながら、そういった除草環境ができるような部分も併せまして、課題はございますけれども総合的に検討してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 土砂を撤去と、もう 1 回写真を見てください。きれいに刈られるところには縁石の土砂もたまらないんです。だから、まずは考えるばかりでは駄目、行動しましょう。もう草があって土砂がたまってる所は草を切って、土砂を取って、次草を切れば土砂はたまりません。そういうことでよろしく願います。農政課長、ありがとうございます。

次に、3 番目の旧阿蘇町と旧一の宮町の人口減少率の差はということで通告して、財政課長からこの一覧表をもらいました。人口の一覧表、合併してから平成 17 年から令和 4 年までの減少率を書いた紙をもらって、見てみますと、特に阿蘇町について一生懸命見ようと思っ、阿蘇町だけの旧町村ごとの数字も出してもらいましたが、全体を見て言えることは、農村部分の減少率のほうが高いと。例えば、旧阿蘇町だと山田と尾ヶ石、そして波野村もありますが、波野村も△29%、そういうことで、農村部が高い。これは財政課長、この数字を見てどういうふうな感じを持ちますか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか人口減の分析となると難しいところがございますけれども、合併後の阿蘇市全体の人口動態、移動の推移を見てみますと、まず転出者数につきましては、平成 28 年度が最も多くて、そこから令和元年度までの 4 年間で転出者が多くなってきております。それから、社会減、転出超過、いわゆる転出と転入の差になりますけれども、最も大きい年が平成 28 年度、次いで平成 24 年度、つまり災害が起きた年が減少が大きいというところがございます。加えて、出生数につきましては、平成 28 年度までについては年間 200 人以上出生数ございました。特にコロナが発生した以降、令和元年度から令和 3 年度にかけてが出生数が 120 から 130 人台ということで急減しております。したがって、個人的な分析になりますけれども、コロナの影響も含めて災害の影響による人口減が顕著であるというふうに捉えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 答弁が前回の質問にもそういうふうな答弁がありました。それでも山田と尾ヶ石が少ない、減少率が大きいということは何を考えますか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 阿蘇市の人口動態につきましては、熊本市をはじめ、大型商業施設が集積し都市化が進んでおります隣接の大津町、菊陽町への転出が多いというような状況でございます。やはり生活する上で利便性の高い地域への転出が顕著になってると

いう状況でございます。とりわけ旧阿蘇町につきましては、県都であります熊本市に最も近いところ、通学・通勤時間が短いこともございまして、進学、就職の選択肢が熊本市近郊まで広がり、特に若い方で一度市外に出られた方については、そのまま市外に移住される場合が多いと伺っておりまして、多少は地理的な要因も影響しているものと思っております。特に農村部がという部分はなかなかちょっと答えが導き出せない状況です。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 私は当初この質問をしようと思ったのは、旧阿蘇町と旧一の宮町の減少率の差は何かなど。そのときに合併したときに庁舎は一の宮にできた。合併協定書の中で阿蘇町、内牧のほうに文化ホールを造るという協定がなされておったけど、これはもう財政の状況とかいろいろ考えてなしにした。こういうのが影響してるんじゃないかなと思ったものですから質問をして、この数字を見だしたらだんだん頭がこんがらがってきて、ただ、やっぱり合併して庁舎が一の宮に来たというのは関係あると思いますか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 合併してということでは、合併特例事業債につきましては118億円が借入の限度額と、そのうち現在、もう115億円ぐらい執行しております。有効に活用しまして、旧阿蘇町、旧波野村、それから旧一の宮町、均衡ある秩序あるまちづくりにそれぞれ取り組んできたものと考えております。文化ホール、庁舎の位置あたりについては、特段影響はないものと捉えてはおります。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。すみません、文化ホールとかはこの質問にありませんので、よろしくお願いします。

○15 番（五嶋義行君） この人口減少率の差についてはこれでようございます。財政課長、ありがとうございました。

4番目の車埴砕石場跡地のベンチカットということで通告しておりますが、砕石場の終掘の最終的な姿はベンチカットなんです。平成28年に終掘をするということで、ベンチカットがほぼ完了しておりました。ところが平成28年の地震でそのベンチカットが崩れて、ほとんど絶壁状態に今なって、ベンチカットができない状態。先日、県のほうにも出向いて行って、エネルギー政策課の担当の人たちに話を聞いた。今までの話を総合すると、令和3年、令和4年、2年間見守りをしたらあとは阿蘇市に返しますという話だったけど、あの状態で阿蘇市に返されてもどうにもなりませんよと。ベンチカットができてない状態で返されて、何十年したら緑化するのか、そこら辺考えてますかという話をしました。考えてないんです。彼らは採石法のもとで、本当は平成28年までだった砕石場の運用を地震の影響で令和2年まで延長しました。令和2年にやめるから、令和4年度までは県の責任のもとに頑張りますということであったが。阿蘇市としては、そういう状態で返されても、後どういうふうにしますか。ちょっと答えを聞きたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 砕石場の件ということでございますが、ベンチカットをされていない切り立った垂直上になっているあの部分につきましては、熊本県のほうでも地震

後、地質調査を入れて大学教授を交えて分析をしているようでございます。結果といたしましては、崩れる恐れのある部分については、もう地震で崩れて、あとは安定をしており安全であるという事を、一応確認されているようでございます。そのことから、改めて県のほうでも今後ベンチカットするというような計画ではございませんし、市のほうでも今後改めて安全対策をするような計画は、現状のところございません。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 私も今度の台風があつて、昨日現場を見てきました。確かに安全性は保たれております。土砂も出てないし、崩れるような雰囲気はなかった。ただ、あの広大な面積です。かなり下のほうの広大な面積、野球場でもできるんじゃないかというぐらい広い面積をあのままに放置しておくのか。そして、あの絶壁も遠くから見ると、赤水駅あたりで見てください。あの絶壁の崩れがいつまでも目にかかります。いつも言います。西の玄関口があつた状態がいいのかと。だから、県のほうも言いました。10 月になったら 1 回出てくると。阿蘇市の担当の方と地元の人と協議をしようという話を今しておりますので、現場を見て一緒にどうするか、まだ私もいろいろなアイデアは出てきませんので、見て決めたいと思いますから、課長、そのときはよろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 10 月に現地を確認するという事は県のほうから私どもも、議員が行かれた後に連絡があつておりますので、現地を見ながら最終確認ということをしていきたいと思つています。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。あと時間がありませんので、まとめてください。

○15 番（五嶋義行君） 最後の質問です。ちょっとだけ、農政課長、違う、狩尾幹線は建設課長ですね。どっちですか。狩尾幹線の進捗についてお尋ねしたい。いいです。それなら農政課長。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 狩尾幹線の治山工事に関しまして御説明をいたします。

現在、2 か所の治山工事が施工中でございまして、最も崩落が大きかった日下地区につきましてが年度内に竣工予定でございまして。また、狩尾幹線に関連する日下橋手前の治山工事につきましては、年内までには完了する予定で行われております。今後は引き続き治山事業として継続的に狩尾幹線一帯で山腹復旧が可能になるように、引き続き国・県に要望してまいります。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ狩尾幹線一帯が山腹工事ができるような動きをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 15 番議員、五嶋義行君の一般質問を終わりました。

お諮りをいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思つていますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、12 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） お疲れさまです。12 番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

毎年暑さが厳しくなる今年の夏を子どもたちはどのように過ごしたのか。今話題となっているアゼリア 21 のプール問題と小中学校に広がるプールの老朽化、コスト負担、安全管理、指導者不足があります。実は、学校のプール以上の課題があっても、外部のプールで授業を行うのには三つの理由があります。天候不順で屋外プールでは授業を実施できない日が増えていること、教員の長時間労働の要因になってること、施設の老朽化が進んでいること、3 番目の施設の老朽化も各自治体の大きな負担となっています。

文部科学省によりますと、学校施設は第二次ベビーブーム時代増加に伴って、昭和 40 年後半、昭和 50 年代、多く建設されました。それから約 50 年、更新時期を迎えつつあり、多額の費用が財政上の負担になっています。学校のプールの耐用年数は約 30 年とされており、今後、学校プールの新築更新等のニーズがある場合と、またバス等の利用で、恐らく 10 分圏内の市民プール、民間プール、隣接校のプールを活用が検討され、活用可能なプール等がない場合のみ学校内にプールが整備されることとなります。

現行、多くの教育委員会でも学校プールの老朽化について財政に限られる中、校舎、体育館など学校施設全体の整備を総合的に考えなければならず、優先順位が必要になってくるとあります。学校プールが授業で使われるのは夏の短期間だけで、建て替えには 1 校で 1 億 5,000 万円程度かかる。そのまま使い続けるには維持管理には水道代、消毒薬剤、水質検査、ろ過器の点検のほか、部分的な修繕費も含めて 1 校平均で年に 70 万円から 80 万円ほど必要だとありました。大規模修繕があると 1 校で 1,000 万円以上が見込まれると聞いております。

まず、アゼリア 21 の存続と小中学校プールの維持管理についてお尋ねいたします。市内小中学校のプールの設置数及び老朽化の現状、また今年度の水泳授業の実施状況について御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただいまの御質問にお答えいたします。

プールの設置状況でございますが、現在のところ全 8 校にプールを設置しております。それから、水泳の授業につきましては、各学年、年間に 8 時間から 10 時間計画どおり実施している状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今プールが 8 校と聞きまして、私の質問の中でまだ老朽化の現状というふうなことがあります、何年ぐらいたって、大体老朽化はどのくらい進んでいるのか御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 一番古い学校でありますと、波野中学校の 44 年 8 か月、それから一番新しい学校におきましては、阿蘇西小学校の 4 年 1 か月となっています。波野中学校のプールございますが、現在使用不可でございますので、波野小学校のプールを使用しています。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） では波野が 44 年で使用不可とか使えないと、今後どういうふうな形で考えているわけですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 波野小学校と時間がダブらないように計画し使用を継続していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 波野は今使用不可でしょ、プールが。そのプール授業はどういうふうに考えているんですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 授業につきましても、小学校と中学校の体育の授業がかぶらないように、先ほど申しましたが 8 時間から 10 時間授業ができていくということで聞いております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） ではほかの学校というのは、もうほとんど授業的にはプール授業はできているわけですね。今のプール授業をやっているわけなんです、今後のプール授業に対しての考え方を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 今後におきましても計画どおり実施してまいります。残念なことに夏休み期間中のプール開放がコロナ感染拡大防止のために開放していないというのが今の実情でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 一般論として、学校は 6 月のプール開き、全教員が参加して半日かけて掃除を行って、水質管理は児童の登校前に足洗い場に水をためて塩素をまいたり、プールサイドに危険物が落ちてないかを確認、掃除をして水質検査を行います。塩素濃度と水素イオンの値を測り、基準値になるように薬剤を投入したり、気温と水温を測り、学校の場合、合計が 50 から 65 以内であれば授業を実施することになっているようです。日誌も毎日つけて、定期的に保健所への報告も義務付けられています。今言われました夏休み恒例のプ

ール開放も教員が管理し続けていると思います。先生たちの仕事の幅広さに驚かされると同時に、その負担の重さを感じます。1回当たりプールにかかる水道料金は小学校で約20万円ぐらい、ろ過器のあるプールではシーズン中に年6回の水の入替えがあり、年間約120万円ぐらい取られ、ろ過器のないプールでは7回の入替えで、約140万円ぐらいとなると聞いております。中学校プールで1校当たり約30万円の水道料金になります。1校当たりの年間使用水量は約422立方メートルとなり、これは一般的な家庭の風呂に使用される水道の約4年間分だと言われております。

また、プールは6月から9月以外はほとんど活用されておらず、シーズン中においても熱中症対策による水泳授業の中止、台風やゲリラ豪雨等による授業の中止が増えております。民間施設を活用すれば、契約内容にもよるが中長期的には費用を抑えられるというふうにも聞いております。屋内プールだと天候の影響を受けないメリットもある。学校プールの維持管理を担う教員の負担が減り、働き方改革にもつながると思います。

そこでお尋ねいたします。学校プールの維持管理とそれに携わる教職員の労務管理について、教員の長時間労働の原因になっていること、水質管理の把握はどのようにしているのか。民間施設を活用すれば、契約内容にもよるが中長期的には費用を抑えられると言われております。屋内プールだと天候の影響を受けないメリットもあり、学校のプールの維持管理を担う教員の負担が減り、働き方改革にもつながるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 管理に携わる教職員の労務負担ということでお答えいたします。

管理は基本的には学校で実施しております。プールのろ過の保守点検は、教育課のほうで専門業者が行っております。ろ過機器の運転とかその管理につきましては、学校の職員で交替で実施しておる状況でございます。また、このろ過器の運転は、最近できました新しい一の宮小学校とか阿蘇西小学校などにおきましては自動化されておまして、1週間から2週間ごとにろ過材を追加するだけです。新しいプールにおきましては負担が大幅に軽減されていると聞いております。

先ほども申し上げましたが、夏休み開放を行っておりませんが、夏休み中におきましては、PTAのほうで水質検査、それから生徒の指導等は保護者のほうで行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） さっき水質検査、費用的な面を述べましたですけど、水質検査のほうは保健所のほうに常に行ってるわけですね、日誌を付けて。その辺を教員がやってるということですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 通常の水泳の前の検査は授業中であれば先生が行って、夏休みであれば保護者のほうでやまして、年間の定期的なものは保健所に提出する分があるかと思っておりますが、日常の水泳の教室は学校で行っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） では水質検査というふうな分には保護者がやってるというふうなことで、費用的にはそういうふうな水質検査にはかからないということですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 授業における検査は学校とかがやっております、法定検査におきましては、このろ過器の保守点検がありますので、そこで業者のほうから点検の結果が出ておると思います。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 先ほど私が述べました文科省から出ているいろんな費用的な形、そういうふうな形でプール水の入替えとかというふうな形で、年間にその費用は1校に当たりどれぐらいの費用がかかっているというふうなことになりますか。費用です。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 大体プール一つ、大きさによりますが400トンから600トンぐらい水道代がかかりますが、年間に10万円から20万円ぐらいではないかなと。入替えも新しいろ過器があるところについては、入替えせずにそのまま使えますので、そんなに今の最新のプールでは、維持管理的には発生してないようです。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今私が述べてるのは、今阿蘇市のプールというのは新しいというふうなことです。そういった循環的な形もあるというふうなことで、一般的な形でプールを維持していくにはどれぐらいかかるかというのが文科省から出ているわけなんです。だから外部プールを使ったほうが、1年間のうち、先ほど言いました6月から大体9月ごろまでがプールを使うというふうな時期です。だから年間にしたらそういうふうな形でプールの老朽化も兼ねてプールのほうの維持は難しくなってくるから、そういうふうなことであれば、やはりだんだんだんだん少子化になっていって、プールの利用というんだったらそういった民間のプールのほうがいいんじゃないかというふうな考えです。その中で、阿蘇市としての形の考えはいかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えします。

新しいプールは維持管理はあまりかかりませんが、内牧小学校とか阿蘇小学校、40年以上たつ部分については、もちろん故障する部分がありますので、ここ2、3年に1回ぐらいずつはどこかのプールの補整でプールの修理とかそういう部分ではちょっとかさばって頻繁に起こっている部分があるのは実情でございます。

民間のプールを使ったらどうかというような御意見でございましたが、今回、阿蘇小学校の体育館の件もありまして、あそこも行き帰りスクールバスで移動しております。一応1時間の授業に対して前後3時限分時間を送り迎えに要するため、全体的な時間の計画も非常に難しくなってくるのではないかということで、今のところは学校のプールを継続して使っていくのがいいというふう考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 次に、水泳授業を民間のインストラクターへ委託する検討ということで伺います。経費の問題だけでなく、特に小学校では体育の専任教員がいないため、命に関わる事故の恐れがある水泳指導は教員の負担が大きいのと思います。市の担当者はスイミングスクールではインストラクターの協力で指導の充実に加え、教員の多忙感軽減にもつながると思いますがいかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 水泳授業の民間のインストラクターの委託についての御質問ですが、県の教育委員会では、毎年各学校の教職員を対象に水泳の講習を行っております。阿蘇市のほうからも参加しておるわけでございますけども、水泳は自分の身を守ること、事故防止と水泳の運動の基本的な技能を身に付けさせるために講習を行っておるわけでございます。低学年では水遊びを中心に水になれる、不安感を取り除くということで、低学年においては誰とでも水遊びをしたり、また安全を身に付けたりという学習でありまして、担任と信頼関係を持ちながら授業していくということも大事かというふうに考えております。水泳の授業を民間に委託する場合、別途費用が発生することから、検討はいたしましたけども実施には至っていない状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 私も合志のほうの弁天ですか、あそこに一度泳ぎに行ったことがあるんですが、そのときにアゼリア 21 のバスが止まっていたんです。あれはどういうふうなこと、アゼリア 21 はあそこを使ってプール教育をしているわけですか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えをいたします。

小学校の低学年時からアゼリア 21 の水泳教室に通っている中学生が 2 名おりまして、この子たちが小学生の時代から様々な大会に出場してよい記録を残しております。このうちの 1 人は、本年全国の中体連とか国体にも出場するまでに成長しているところでございます。アゼリア 21 の職員が長年この子たちの指導に当たっていることもあって、大会の引率だとか、現在アゼリア 21 が使えませんので、練習場の確保とかそういうことで合志のほうに行かれていますというふう聞いております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） やはり運動を通じてそういった能力のあるお子さんがいるわけです。だからアゼリア 21 のプールの中でも、そういった能力のある子を育てるといのはやっぱりメリットはあるわけです。その辺のところアゼリア 21 という形で小中学校の水泳の授業を兼ねた中で、またそういった外部のところで能力を伸ばすというふうなことも意義があるのかなと思いました。だから、その二人のお子さんを弁天のほうに引率し、教育しているということは、本当にいいことだと思います。そういった中で、今回それを聞いたわけです。分かりました。ありがとうございます。

部長がいらっしゃいますので、これまでアゼリア 21 のプールのほうの利用者からの御意見とか、ほかの町村から問い合わせで何かいろいろなお声があったと思うんですが、何かあ

れば教えてください。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） ただ今の御質問に答えますけども、人を介して、例えば検討委員会を早く進めてほしい、早急にアゼリア 21 の再開を行ってほしいというような御意見を聞いたことはございますけども、直接教育課のほうにアゼリア 21 のプールに関して何か意見が寄せられたというようなことは私のほうにはちょっと伺っておりません。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 私が聞いているのは、学校関係の中で、前もアゼリア 21 のほうにやはり山鹿とかからバスで小中学校の子どもたちが、あそこは 50 メートルなものですから、借りて泳いで水泳教育をやったというふうなことはあるわけです。そういったほかの町村からの合宿とかそういった面での何かお声はなかったですか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） すみません、私どもちょっと把握しておりませんで、恐らくそういった声はアゼリア 21 の施設のほうには直接声が届いているんだろうと思います。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） やはりそういう声をしっかりと受け止めていかないと、やはり水泳の教育、またアゼリア 21 の存続について、他町村の小中学校の子どもたちからの声も聞いて、今まで使用していなかったら別ですけど使用してるんですから、そういう声をきちんと連携しながら聞いていくことは大事だと思うんです。でないと、存続どうこうというふうなことを考える以前の問題になってきますので、その辺はしっかりと連携しながら声を聞いて、どういう声があるのか。小さな声でもやはり子どもたちの教育のためです。50 メートルプールというのは県内に 2 施設しかないんです。その辺を聞いて検討委員会の中でやってみないというのは、しっかりとした要望というのは聞けないと思います。よく聞いてまた検討してください。お願いしておきます。

それでは、水泳学習というのは義務教育の教育課程に組み込まれて、体育の領域は体づくりの運動、器械運動、陸上運動、水泳運動、ボール運動、表現系からなると運動領域と保健学習の領域に分かれています。水泳運動は低学年、中学年、高学年になって知識、技能の目標が設定されています。低学年は水への不安を取り除き、水の心強さを味わうことからのスタート、運動遊びの楽しさに触れ、その行いを知るとともにその動きを身に付けること、水の中を移動する運動遊びでは水に浸かって歩いたり走ったりすること、潜る、浮く、運動遊びでは息を止めたり吐いたりしながら水に潜ったり浮いたりすることを目標としています。中学年はいろいろあると思いますが、今後のプール教育の進め方を教育長に御答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

様々な角度から、また視点からの御質問をいただきました。真摯に受け止めてまいりたいと思いますが、この水泳の授業につきまして、ただ今議員のほうからは学習指導要領の内容

について説明がありました。この内容をもとに各学校でも授業計画等を立てながら、最終的には子どもたちの能力の向上ですとか、健康増進等に努めてまいっているところです。

改めてこの水泳の学習におきましては、児童生徒が水になれ親しむことにより不安感を取り除く、おっしゃったとおりです。誰とでも仲良く運動する中で、楽しさですとか喜びを味わうことを大切にしているところです。また、水に潜るとか、浮くこととか、息を吐いたり吸ったり、いろんな力を身に付けてまいります。一つ一つの課題を達成する喜びにもつながってまいります。さらに、長く泳いだり早く泳いだりする運動として、全身の持久力ですとか身体の調整力を養うことにもつながっているところです。

また、水泳は水の危険から自分の身を守る大切な運動となっておりまして、水辺でのスポーツですとかレジャーに非常に参加する機会も増えている中、子どもたちが自分の体、命、そしてまた他者を守る意味からも安全に対する視点から水泳の意義というのをしっかり理解させていくことは大変重要であるというふうにも思っております。

指導に当たりましては、命に関わる危険性もありますので、水泳の事故防止の心得について十分指導するとともに、児童生徒の健康状態を十分把握するために朝の健康観察、事後措置とか、また保護者からの連絡ですとか、本人からの訴え、また周りにいる子どもたちからいろいろと話を聞きながら、しっかりと子どもの健康状況を把握しながら進めていくことが必要であると思っております。また、複数体制の監視ですとか、プール内外での事故防止に努めることも必要になります。AEDの研修ですとか、また緊急時の事故マニュアルの作成等も行いながら、日々確認してまいることも必要だと思っております。

改めて、水泳をはじめとする運動を通して、子どもたちが生涯にわたって健康の保持増進と体力向上を図り、豊かなスポーツライフにつなげていってほしいと思っているところです。以上です。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 教育長、どうもありがとうございました。

やはり水泳を通じての教育というのは、私は大事な部門だと思います。また、アゼリア 21 に関しまして、やはり経費がかかる。それはもう本当に経費がかかることだと思います。だけど、私が言いたいのは、学校の中でプールを維持していく問題が、今文科省の間でも問題になっているわけなんです。先ほど答弁がありましたとおり、阿蘇のプールは新しくできているからろ過器はしっかりしているということはあるかもわかりません。今現実問題としてそういったことが起きているということを入念に入れていきながら、今後も水泳教育というのは外部のプールでやるというふうなことも視野に入れながら、今回アゼリア 21 のこともしっかりと検討をしていって、存続はするのかしないのかというのは、その辺のところからの見識を持って、しっかりと検討委員会の中で決めていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 続きまして、子どものネット依存に起因した問題とその対策をお尋ねいたします。

スマートフォンなどが社会で大きく普及する中、インターネットの使い過ぎや、健康や社会生活に支障を来すネット依存が深刻化していると聞いております。国の推計では 2010 年に 52 万人だったネット依存が疑われる中高生は、2017 年には約 93 万人に急増、夏休み期間には自由な時間が多いため、注意が必要だとあります。夏休みが終わり現状をまとめるとともに対策が必要であると国立病院機構久里浜医療センターの松崎精神科医長のコメントでございます。

ネット依存で起こる問題として、朝起きられない、昼夜逆転、成績低下、物に当たる、壊す、学校の欠席、不規則な食事、友人関係の悪化、引きこもり、家庭の暴力、遅刻、過剰な課金があるようでして、予防では、保護者や学校が子どもと一緒にルールを決めること。ネット利用のメリットだけでなく、起こりうるリスクを子どもに説明することを徹底してもらいたい。スマホは連絡用、タブレットは学習用と親が考えていても、子どもが親の意図とは全く違った使い方をする事例は珍しくありません。教育現場ではこの数年、児童生徒に 1 人 1 台の情報端末が配布されるなど、ICT の活用が進んでいます。オンライン授業への活用のメリットが多い一方で、不適切使用などの負の側面も指摘されています。私たちは子どもがネットを適切に使用できるよう、より対策に本腰を入れなければならないと思っております。ネット依存で困っている人は年々増えているが、治療施設が十分に整備されていない地域も多い、疑いのある人が全国にどれぐらい存在し、どんな問題を抱えているかについて、実態を把握した上で治療の受け皿を拡充していくことが重要だと思います。阿蘇市において現状の把握、対策はどのようになさっているか御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ネット依存ということでお答えしたいと思います。

本市における SNS が使用できる端末の所有率をまず令和 3 年度の数値をお答えしたいと思います。児童生徒全員に対しまして 50.9% 所有しており、小学生が 42.5%、中学生で 68.5% という内訳になっています。令和元年から 3 年間の推移として年々増加しているということでございます。

子どものネット依存は、全国的な問題となっております。心身の健康維持をはじめ、いじめ、犯罪を回避する SNS との向き合い方について、授業とか講演会、それから P T A 活動等、保護者に対しましても啓発などの取組をやっておるところでございます。

市ではタブレットを 1 人 1 台ということで利用しておりますが、オンライン授業をはじめ家に持ち帰って学習する機会も増えてまいりました。家庭での利用における使い方の指導を学校で行って、子どもたちを危険から守る対策を図っています。まずハードウェアの制限として、小学校では午後 9 時から午前 6 時まで、中学校では午後 10 時から午前 6 時までと設定しています。また、インターネットの制限もしており、接続できるウェブサイトを限定しております。それから、アプリケーションの制限ということで、児童生徒は許可された学習アプリしか使えないようにしております。

以上です。ネットを使う心の指導とネットの危険から守る対策を継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） では、その問題は、この一問一答で終わらせていただきます。

では次に、次の質問は昨日の竹原議員と重複することになるんですが、執行部におかれましては簡潔な答弁をお願いします。

男子トイレのサンタリーボックスの設置に向けた啓発運動というふうなことになります。女子トイレには生理用品などを捨てるサンタリーボックスがあるんですが、一方、男性トイレにないことが多く、前立腺がんや膀胱がんを患った男性が使用済みの尿漏れパットの捨てる場所に困るケースが生じています。男性トイレにも置く動きが自治体や商業施設に広がっています。本年2月、日本トイレ協会がインターネットで実施したアンケートは、尿漏れパットや紙おむつを使う男性の約7割が捨てる場所がなくて困っていると回答してるようです。国連が掲げるSDGs、持続可能な開発目標には、トイレに関して女性や女の子、弱い立場にある人がどんなことを必要とするかについて特に注意をするという項目があります。トイレで困るということは人権問題です。トイレに箱を設けるのは当たり前になってほしいとコメントしております。阿蘇市のこの啓発運動はいかに考えるか、昨日と重複するか分からないですが、御答弁をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） 健康増進課長

○健康増進課長（山中昭人君） お疲れさまです。男子トイレへのサンタリーボックスの設置でございますが、議員がおっしゃるとおり、男子トイレへのサンタリーボックスの設置については、だんだんと動きが広がってきている状況ではないかと思っております。実際、市役所におきましても、本庁1階の男子トイレ、また内牧支所、波野支所の男子トイレに設置が完了しておりますし、今後、公共施設においても設置が進んでくるものと思っております。市といたしましても、しっかり設置に向けた周知を図っていきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 先日も熊日の新聞にも掲載しておりました。全国的にも広がってる啓発の運動でございます。本当に普通の商業施設にもあるそういう中で、阿蘇市が音頭を取り、啓発運動を行っていただきたいと思えます。昨日若干重複しましたので、これで終わらせていただきます。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） では、最後の質問に入らせていただきます。これも市民の方からあって、冬季のカーブミラー凍結防止についてお尋ねいたします。

冷え込みが強い朝、霜が降りた早朝、日中気温が上がり夜間の冷え込みが厳しいなど、冬は道路のカーブミラーがしばしば凍結して白くなり何も見えず、危険な思いをすることがあります。外気と急激な温度差がこのような状況を起こしています。いつもは無意識に安全確認しているカーブミラーが曇ったり、凍結して真っ白になっていると、通勤で慣れている交差点やカーブが突然とても危険な場所になってしまいます。普段と同様によく見えると思いきや、こんだカーブミラーが真っ白で慌ててしまったり、パニックを起こしたり、安全運転ができなくなってしまうのです。特に高齢ドライバーや運転に慣れないドライバーはとても怖い状

況です。そんな状況でも曇らないカーブミラーがあれば安全です。阿蘇市としてこの取組を対応はどのように考えていらっしゃるか御答弁お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり冬季の朝方、放射冷却現象によりまして冷え込み、そして曇ったり凍ってしまうような状況があると思います。それから、また風雪により雪がカーブミラーに付着して見にくくなるということもございます。このため、今年度よりカーブミラーの鏡面にコーティング剤を施した防滴機能と、凍結した場合に早く解凍するようなカーブミラーの導入を進めているところであります。

また、既存のカーブミラーにつきましては、交通安全上危険なものについては、確認され次第、適宜この防滴機能のあるカーブミラーに交換を進めているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） ありがとうございます。秋の交通安全運動も21日、今日から始まるというふう聞いております。中で、やはり阿蘇の中でそういったカーブミラーが曇っていたから事故が起きたというふうな事のないように今後取組をしっかりとっていただきたいと思っております。ありがとうございました。

いろいろ要望的な質問も多々ありましたが、市民の声としてお聞きいただき、対応していただければ幸いです。安心・安全な住みよいまちづくりをお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 12番議員、森元秀一君の一般質問を終わりました。

続きまして、19番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 19番議員、河崎でございます。

通告にはこのように出しておりますけれども、なかなか私もちょっと整理不足で行き違いするところもあると思います。先ほどから言葉は何回も出ております。阿蘇市が導入しております多面的機能の役割で阿蘇市を環境的に見てもいいまちにしたいということで、今頑張っておられますけれども、さらにいいまちづくりができないかなど。TSMCあたりでも交流人口を多くしたいというような言葉がありましたが、阿蘇は四季折々に素晴らしいところです。よその観光客からも聞きますけれども、秋になり草原に行けばススキがなびきと、麓に下りればヒガンバナが自生しと、いやこれは自生ではない、自生はごく僅かありますけれども自生ではなくて住民が皆植え付けているんですよという説明をすると、阿蘇の方はみんな人間も素晴らしいとお褒めの言葉もいただきます。そういうことで、多面的機能をさらに充実強化するためにこの質問をいたします。

まず多面的制度とはどんなものか。また前制度の農地水環境整備事業と併せて説明を、いつごろから始まってどのような目的なのかを説明をしていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

多面的機能支払交付金事業でございますけれども、この事業の前身となります農地水事業が平成19年度から運用を開始されまして、平成24年度より多面的機能支払交付金事業に移行したわけでございます。

事業の目的といたしまして、農業や農村が持つ多面的な機能の維持や機能の発揮を図るための地域の協働活動を支援し、地域資源の適切な保安全管理を推進する目的で設置されました日本型直接支払制度に位置づけられる助成制度として創設されたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 活動組織については課長からも説明があると思いますが、これは農業者も非農業者も地域住民挙げて、阿蘇市民挙げてこういう活動をやろうというふうになっていると思います。私は阿蘇土地改良管内ですけれども、管内全体の対象面積や単価がある中、阿蘇市の総額はこの決算を見ますと3億7,600万円となっております。この3億7,600万円をどういう活動組織に配付をしているのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 活動組織ということで、全部で阿蘇管内に26ございます。これについては草原分も含めてでございますけれども、このうち旧阿蘇町管内が13ございまして、一の宮管内が9、波野地域が2、それから荻の草ということで、それぞれ活動組織がございまして。この活動組織を平成26年度に、今申しました旧町村ごとに広域協定を図りましてやっているような状況でございます。

総事業費については、今議員のほうから令和3年度分の実績額を御説明いただいたところでございますけれども、こういった草原を含めまして五つの活動組織に対して交付金を交付しているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 活動組織の中で私は旧阿蘇町の役犬原ですけれども、役犬原旧校区の中にも、またその活動組織の中にも役犬原にも上役犬原、下役犬原、道尻とあります。隣接するのが西町地区、竹原地区、蔵原地区と7校区の中でも、どこの校区も同じですけれども役犬原はそういう隣接地があります。8校区の中には役犬原があります、塩塚があります、西河原があります、小野田があります。そういうことで、なかなか活動組織も一生懸命区長さんをはじめ、土地改良の役員の方々も頑張っておられますけれども、先ほどこの写真のとおり、こういうすばらしい環境も作っております。しかし、裏にはこういう上の写真のようにもう全く手の付いていない所もあります。これは、上は排水路です。小さな排水路でも、もう手を入れないとこういうふうになるわけです。下は用水路もこういうふうになるわけです。先ほど五嶋議員が言われてました。農家もある程度自発的にしなければなりませんけれども、農家の土地、自分の土地ではありません。そういうことで、活動するといっているけれども、私が所属する阿蘇土地改良管内でも、対象農道は286キロあるわけです。農道だけでも。それと、先ほどありましたけれども阿蘇管内全体で波野まで含んで、土地改良の管理する多面的機能が活用される道路の面積はどのくらいあるのかをお聞きいた

します。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 交付金事業の対象施設でございます農道でございますけども、今議員のほうからおっしゃっていただきました旧阿蘇地域が 286 キロでございます。一の宮地域が 112 キロでございます。波野地域が 179 キロでございます、総延長 579 キロとなっております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） この多面的機能に該当する地区内に入るのが阿蘇市で 579 キロと私は認識しますが、先ほど土木課とかに聞きましたけれども、阿蘇土地改良管内の土地改良が管理する農道が、今言われましたように 286 キロですけれども、市の土木課あたりが管理するのが 740 キロあるわけです。そうすると、農政課担当が 85 キロです。県道が 181 キロあります。国道が阿蘇市の中には 34 キロあります。そういうことで、話は前後しますが、県の 181 キロの中で県がやっぱり夏には草刈りをしております。国のほうも 34 キロは国のほうが管理しております。先ほど議員のほうからも要望がございましたけれども、市道を土木の関係もありますし、農政課担当もありますけれども、合わせると 835 キロあるわけです。これでやっぱりこの 835 キロは多面的機能の中には入っていないと思うんです。計画の中には入っていない。だから、やっぱり多面的機能で作業するのは難しいと思います。今後、やっぱり建設課なり農政課あたりで 835 キロの農道の草刈りあたりの管理費もできるといいなと思っております。

そういう中ですけれども、やっぱり今後軽減していくためには、先ほどから担い手不足とか高齢化とかありますけれども、もう私も敬老ですから、一昨日は敬老会もあつておりましたけれども、もう区役に出る人は 65 歳以上の高齢者は若いほうです。私たちもう 75 歳以上が作業の中心をしなければなりません。そういうことで、担い手不足の中にやっぱり作業が、もう今この中で重要な課題が書いてありますけれども、取組方針は明示してないわけです。もうぜひ今が限度です。また作業を続けなければなりませんけれども、これ以上続けたらもう事故も起こります。野焼きみたいに事故も起こってくるから、何とか事故をなくすことと、やっぱり作業効率をよくするために、どのような方策があるのかをまずはお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今おっしゃるように、やはり事業制度を有効活用して、なおかつ維持管理が農家の高齢化にかかる支障を軽減させるような部分での御提案だというふうに思っております。これまでもそれぞれの環境保全組織、先ほど申しました草原を含めまして五つの環境保全組織がありますけども、これについてはそれぞれの地域性であるとか、それぞれの取組で知恵を出し合っていたりしながらの地域性のある取組もあるところでございます。そういった中で、本事業についてはやはり地域住民、農業者をはじめといたしまして地域の方々が主体的に取り組んでいただくというふうな部分がございますので、今後ともそういった環境保全組織の活動状況を鑑みまして、有効に活用いただいているところについては、有効事例として他の活動組織のほうに情報を共有し、そういった制度の有効活用をした中で、

農業の実情に沿った部分で生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 農家を中心とした地域住民の啓発をするのが一番と思っておりますけれども、その前に、やっぱり行政区の区長さんとか土地改良区の役員さんあたりも再認識をしていただきたいと思います。この裏の管理不足のところです、これは上は私から言えば役犬原と西町、竹原の境なんです。私から言えばこれは西町だということなんです。西町から言えば、これは役犬原だと言う。だからどこでも境界の確認がもう長くなっておりますけれども、引き継いではおりますが、そういうところに確認、認識不足があるなどと思っております。そういうことで阿蘇市全体へさらなる啓発に努めて、いいまちづくりになってもらいたいと思います。これは一の宮の甲斐理事長もおられますが、失礼な部分があると思っておりますけれども、私の隣は一の宮土地改良区です。もう一の宮土地改良区は区長さんが中心になってやっております。阿蘇市の場合には区長さんが中心になることもあるし、土地改良区の役員が主体となることもあります。区役の日数についても6回から7回出ます。役犬原ばかりではありません。阿蘇市全体が6回から7回出ます。阿蘇市土地改良区管内で延べ人数が1万5,800人出るそうです。1行政区に平均すると300名です。役犬原が6回出るとすると1回の作業で50人ぐらい出るわけです。もうそれは、今作業は本当じいさん、ばあさんばかりです。私もじいさんの部類に入りますけれども、もう鎌を持ってあの暑い日差しの中に参加する際、いやだいやだで参加されるわけです。そういう人が好んで参加できるよう軽減するためには、私はやっぱり行政と土地改良区あたりが一緒になって、やっぱり行政は土地改良区とかには金はやっても口は出さないからですね。だから金を出して口も出して、こうしてほしいというのもやっていただきたいと思います。

それと軽減措置ですけれども、いろいろ先ほどからあっておりましたけれども、まだまだ全国の事例を見てみますと、多面的機能支払いのような金の使い方、強い農業の担い手づくり支援交付金とか産地生産基盤パワーアップ事業とか、事業がいくつもあります。こういう事業も併せて取り組まれるそうです。私が調べてみるとですね。そういう多面的機能で、ただでさえ金がまだ足りないわけです。だから、さらにこういう事業とか、いつも課長には冗談交じりで言いますが、一の宮と阿蘇町に、何かコンクリートキャンパスというのがあるらしいです。これは青森の事例ですけれども、これでのり面を草が生えないようにするらしいです。こういう事業導入あたりもできるのではないだろうか。まだまだ多面的機能交付制度と併せてある事業がたくさんあるようです。全国的に見るとですね。さらにやっぱり美化環境と住民の負担軽減をするためにそういうことをしてもらいたいと思います。まずはさっき言ったように、行政も金も出す口も出す。理事長おられますけれども、そういうやり方をするために土地改良区の三つの組織、阿蘇、一の宮、波野でさらなる推進連絡会、意見交換会あたりをぜひ取り入れて。私からは昔から言っておりました。一の宮土地改良区と阿蘇土地改良区のやり方が違うわけです。一の宮の土地改良区のいいところは阿蘇町も導入しなさい。阿蘇町のいいところはやっぱり一の宮も導入して、幸い阿蘇山の中には二つ土地改良区がありますので、お互いに意見交換するといいいことが出てくるのではなからうかと

思っております。そういうことで、これを機会に本当に立派な管理をしておりますけれども、阿蘇市全体が。

○議長（湯浅正司君） 河崎議員、簡潔な質問をお願いいたします。

○19番（河崎徳雄君） どういうふうに言うと簡潔になるかな。

要するにさらなる、今の現状を議員の人も職員の人も認識しているかな。私から見れば認識しているのは我々住民、議員も行政マンも、多面的機能の役割がどのくらい果たしているかという認識を持つことが一番だろうと思っておりますけれども、まずはリーダーの人たちが勉強をしていただきたいと思います。そういうことで、最後に行政指導型でそういう意見交換会あたりを開催をしていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 行政指導型でという御提案でございますけれども、先ほど申しましたとおり、主役は地域住民の方々でございます、こうなさい、この枠にはまった中での取組ではなくて、本交付金を活用して様々な取組に生かしていくというふうな制度になっております。それが先ほど申しましたとおり、環境保全組織ですけれども、当然、運営協議会をそれぞれ編成されておまして、その中でそれぞれ年度ごとの活動計画、また活動実績、それから活動に対する検証を行われておるところでございます。そういった中で、市といたしましてもそういう活動に対する指導を行えるような立場でもございますので、行政主体という形ではなくて、やはり地域主導型というところで本交付金を生かしてまいりたいというふうに思っております。

また、それぞれの活動は地域性がございますけれども、活動に対する日当あたりについてはそれぞれの活動組織、三つの運営協議会の中で統一できるところは統一をさせていただいて、調整をさせていただいているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 甲斐理事長もおられますので、なかなか言いにくい点がありますがけれども、今現状は一の宮の農家の方々も阿蘇町の農家、地域住民の方々ももう本当この多面的機能の区役は重荷になっております。そういうことで負担軽減を図りながら、一の宮の場合には負担軽減を作業班という形をもって負担軽減に取り入れられているわけです。そういういいところをやっぱり阿蘇町土地改良区管内でもそういうスマート農業あたりを導入して地域の法人を生かしたそういう作業あたりをすると負担軽減になってくると思います。課長は自発的にと言うけど、私から見れば、阿蘇土地改良区管内なんかは、本当もう作業は私が評価すれば点数というのはもうずっと下です。例えば、分かりやすく言います。役犬原が100点だとすればよその地域は四、五十点です。そう私は評価採点をいたします。もうどこの地域もそうです。議員さんたちの自分ところの、佐伯課長あたりの小野田の範囲を見ても、草ぼうぼうのところもあります。農家の自主的に任せてもなかなかもう。

○議長（湯浅正司君） 河崎議員、先ほども言いましたが、簡潔に質問まとめてください。

○19番（河崎徳雄君） 何て言わなんかな。

○議長（湯浅正司君） 質問になっておりませんので。

○19 番（河崎徳雄君） 要するに、負担軽減にさらなる力を入れてくださいということをお願いをいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 負担軽減という議員の御提案でございますけれども、その負担軽減というのは、活動出役に対する負担軽減なのか、作業の部分なのかというところもちょっとありますけれども、それについてはやっぱり地域の方々が自らの活動で地域を保全していくという、そういう考えのもとにこの交付金制度が成り立っております。議員がおっしゃるように、活動組織で作業班を中心とした部分でおやりになっているところもございますが、またその作業班はあるものの、ここについては臨時的に作業班を動かしていくというふうな部分もありまして、そういった部分でその出役の回数等も差異が出てきているといったところもございますので、先ほど申しましたとおり、自らの活動で自ら保全していくというやはり概念のもとで皆さんおやりになっているというふうに思っておりますので、どうぞその辺については御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 今課長が答えられたとおり、理想はそうです。理想はそうすけれども、現実には阿蘇町のどこの地区、一の宮のどこの地区に行っても手つかずのところどこにもあります。そういうところでまずは住民もその地区の役員の多面的機能の区域とか目的あたりのさらなる啓発をしていただきたいと思っております。現状ではもうどうすることもできないようになります。これを機会にぜひ事故が起こらないうちにそういう農家の自発的な姿が一番ですけれども、役員あたりの啓発も含んで行政あたりからも強く啓発活動をしていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 農政課長、簡潔な答弁をお願いいたします。先ほどより繰り返してございます。

○農政課長（佐伯寛文君） はい、今賜りました御要望等をしっかりと受け止めまして、今後施策のほうに生かしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 議員から批判も浴びているようですけれども、議員の方も地元住民でございます。自分とこの地区の作業がどういう状況かということも鑑みていただきまして、この多面的機能が将来的に、本当に阿蘇はすばらしいというような、草原も草地も農地もすばらしいという町にしていきたいと思っておりますので、皆さん方の一緒に頑張っていこうと思っておりますので、よろしく願いいたしますして、本当にそつな質問でございましたけれどもこれで終わりたいと思っております。どうもお疲れさまでございました。

○議長（湯浅正司君） 19 番議員、河崎徳雄君の一般質問を終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。20 分に再開をいたします。

午後 2 時 10 分 休憩

## 午後 2 時 20 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、8 番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番議員、谷崎です。長い一般質問も最後になりました。きちんとまとめていきたいと思いますので、端的な答弁をお願いいたします。直球で質問すると関連が幅が広がらないみたいですので、変化球も交えていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

質問は三つありまして、体育館の件、火口の件、それと財政の件とありますが、メインは財政でございますが、体育館の件の緊急なものが入ったのと、火口見学については住民の方からの要望がありましたので質問として入れました。いきなり 3 番というわけにいきませんので、1 番から通告書に従って質問を始めていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、阿蘇小体育館天井付近内壁の一部落下に伴い、黒川地区の避難体制の変更はという質問です。(1) 指定避難所とは。(2) 頻繁に開設される避難所とその他避難所、これは指定避難所です。開設される指定避難所とその他指定避難所の違いはということで、1 番、2 番をまとめて質問いたします。御答弁をよろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、避難所の指定避難所とはという御質問でございますけども、災害対策基本法に基づきまして、災害の種類、それから立地、構造、耐震等の状況を総合的に勘案しまして、管理者の同意を得た上で指定するのが避難所でございます。この避難所の中には、法的に指定緊急避難場所と指定避難所の二つがございます。指定緊急避難所につきましては、津波、洪水等による危険が切迫した場合に、生命の安全の確保を目的として緊急に避難する施設または場所を意味するものでございます。それから、指定避難所は避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった方を一定期間滞在させることを目的とした施設ということになっております。市内では、市内 38 か所の施設を指定緊急避難場所、それから指定避難所を兼ねて指定をさせていただいております。それからまた、道の駅阿蘇、それから農村公園あびかなど 11 か所の屋外施設につきましては指定緊急避難場所としての指定という位置づけとなっております。

続きまして、頻繁に開設される避難所とほかの避難所との違い何かという御質問でございます。頻繁に開設をいたしております避難所につきましては、大雨洪水等の警報が発令した場合、それから台風接近など、先般の台風 14 号とかございましたけども、そのときに自分で知人や親類の家など安全な場所を確保できなくて不安があるとか、そういった方が避難できるようにということで自主避難所という位置づけで開設してるものでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 住民の方にとってはそこら辺が分かりにくいところがありまして、もう一つは、地区で開けている避難所もありますよね。そして、もう一つは黒川地区、碧水校区においては消防署もあれば警察署もある。今回新しくですね。医療センターもあるということで、そちらに行きたがる住民の方もおられるんですけど、そこら辺については、きちんとどこに行ってくださいというのは決めたほうがいいと思うんですが、そこらあたり、この前の台風、18日ですか、そのときの黒川の区長さんたちの取組についてはどういう感じだったか、簡単でいいです。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） まず避難のことなんですけども、避難の場合に必ず避難所に行かなければいけないということではございませんで、御自分の自宅でも危険区域にないとか頑丈な建物であるとか、そういったこともありますし、知人のお宅とかといったところでも身の安全が確保できれば避難は可能ということがまずございます。

それから、阿蘇警察署とか広域消防本部、それから医療センター、そういったところへの避難をとということでございますけども、これにつきましては、こういった阿蘇警察署、広域消防本部につきましては、台風等で避難所が開設される場合には警察や消防は勤務する職員を増員したりして警戒態勢を取ります。また、発災の場合には市外から応援部隊が駆け付けたりするなどという事情がございます。また阿蘇医療センターでは災害拠点病院としての位置づけもございますので、そういったところにあります施設や会議室等々はもしも発災した場合には指揮所になったり、資材の受入れ場所になったりということもございますので、いつ災害が起きてもいようにスペースを確保しておく必要がございます。こちらに避難ということは不可能であるというふうに考えております。

それから、先般の台風14号の黒川地区の避難所の動きでございますけども、先ほど地域の公民館はどうなのかということでございますが、各行政区には、一部ありませんが、自主防災組織がございます。自主防災組織として避難所として一部公民館を利用するというのは、非常に共助の分で有効かと思っております。

それから、先般の台風14号の襲来に伴いまして、黒川地区でございますけども、17日の朝から各地区の区長様方がお互い集まられて話し合いをして、阿蘇小学校体育館が使えなかったということで、どこに避難しようかという話し合いをされております。そこで各地区の一番近いところがいいだろうということで、地区の公民館、こちらを開設するという話があったんですが、一部、老朽化した公民館もございまして、その部分についてどうしようかという御相談もいただいております。広域消防本部の避難というお話もあつたんですけども、先ほど申しました回答のようなことを申し上げさせていただきまして、そうであれば地元のほうでどうにかするというところに対応いただいたというところがございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 老朽化した公民館もあるということで、これについてはまた4番、5番でお話しますが、たまたま私が内壁が落ちた日に小学校おりましたので、教育長とそこの現場を見させてもらったんですけど、その後、区長会長に連絡しまして、体育館が使え

なくなりますよということで、各区で避難体制を考えてくださいということは要望してました。翌日がちょうど区長会だったということで、そういう話はそのときから数週間かけて練っておられたみたいで、一応何事もなくてよかったなと思っております。

ただ、大きな災害、今回台風で何とかかなりましたけども、そういった場合には公民館がやはり老朽化してたりとかして、公民館自体が危ない場合もありますので、緊急的には今ある建物としてはもう小学校の校舎ぐらいしかないのかなと思いますが、3番の小学校校舎を代替として利用してはどうかと。それについてはどうでしょうか。結論は今のところ出たんでしょうか。どうなってますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 阿蘇小学校を避難所にとということでございますけれども、そもそも学校施設が教育施設として設計がされておまして、まずもって児童や先生方の安全が第一ということでございます。避難が中長期になった場合のトイレとか電気とかそういったものも、避難所としていくには非常に課題もあるのかなというふうに思っております。ただ、学校としても大規模災害に際しましては、学校が果たす役割というのもございますので、大規模災害が起こった場合には、避難所として開設するのも可能であるのではないかなと思っております。担当課、それから学校と相談の上での利用になると考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） はい、分かりました。使わないこともないということで理解しておきます。その場合は、速やかな情報発信と速やかな開設、対応をお願いいたします。

では、次の4番、5番続けていきます。阿蘇小体育館以外にもう1か所施設が必要ではないか。碧水公民館と各区の集会所の充実をと二つ書いてありますが、まず小学校以外にもう1か所避難所が必要ではないかというのは、2021年の9月、中学校が閉鎖されて医療センターに変わるときに、今まで阿蘇中学校と当時の碧水小学校、二つの体育館で避難ができて、一つが駄目なときはもう一つがバックアップするという体制ができていたんですけど、それが2011年に壊れました。それで、そのときバックアップとなる施設を造らないといけないという話をしたんですが、そのときの答弁は阿蘇市防災会議で検討をしますということでしたので、それから十数年たっていますが、今バックアップがないということで、今救急の課題としては校舎を利用するという案はいいと思いますけど、後々体育館が建て替わった後、あるいは修繕ができた後もバックアップとして1か所は必要だというふうに思います。それで、碧水公民館というのを建てたらどうかと思うんですが、公民館施設が今どういうふうな計画になっているのか、それについて教育課のほうにもお聞きしたいし、もう一つは、今現在、各集会所で各区が対応したという実績がございますので、各集会所で対応するんだったら、その老朽化した集会所とかを含めて災害に耐えうるような形で補強、建て直しをするべきではないかと思えます。公民館を造るか各区の集会所を使うか、どちらかを阿蘇市のほうとしては選択して充実していかないといけないと思えますが、その辺についてどう思われますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 碧水公民館の活動と各集会所の充実ということですが、今阿蘇市が所有している集会所は、公民館の宮地分館、坂梨、古城、中通、阿蘇公民館、波野、役犬原です。公的にはこの七つありまして、各集落の集会所においては各集落が管理するというようになっております。新たに公的な公民館ということについては、今のところ計画はありません。今後検討してまいりたいと思いますけども、先ほど防災課長のほうが申しあげましたように、自主避難所等、公的な避難所という説明がありましたので、そちらのほうの担当課のほうで避難所としての役割は計画していかれるのではないかというふうに思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 公民館の中に赤水公民館が入ってなかったのは意外だったんですけども、一の宮のほうは公民館活動がきちりずっと町のときからやってましたので施設があります。でも阿蘇町のほうはありませんので、そういったのも整備をしていていただきたい。それがまた避難所にもなるということによいと思いますので、地域差で言えば、内牧のほうは小中学校があつて、農業改善センターがあつて、社会福祉センターがあつて、阿蘇体育館があると、道場までであると、阿蘇公民館もあると、七つぐらいありまして、黒川のほうは小学校がなくなると避難するところがないという差がありますので、人口はあまり変わりませんので、将来的なことも考えて設計していていただきたいと思います。活動自体も建物がないから活動しづらいというところもありますので、よろしく願います。何かあれば。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 各集会所といいますか、各分館におきましても安全確保の訓練とかやって実績のほうも出ております。そうした地域の活動として防災に取り組んで、今後もうやっていただきたいというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 場所としては中央病院の跡地とか黒川保育園の跡地とか、あるいはいこいの村の一角とかありますので、ぜひ計画を練っていただきたいと思います。

6番にいきます。南海トラフ地震に備え、自衛隊が来れないことを想定した中での自主防災組織づくりを。先ほどの教育課長の答弁の中で集会所の事も出ましたが、集会所が普通の家よりも壊れやすい集会所では困るんですね、災害のとき、特に地震のときなんか。皆さんが避難するのに今のところ各区の集会所が避難場所になるということであれば、そこをきちんと整備していただきたいのと同時に、南海トラフとか大きな災害があったときは、恐らく自衛隊はそちらに張り付いて、この前熊本地震と同じような被害が阿蘇市にあったとしてもなかなか来れないのではないかと。そういう想定もできると思います。その中で、そこで生き抜いていくといいますか災害を乗り越えていくためには、自主防災組織でやっていかないといけないと私は考えております。自主防災組織の中で考えないといけないのは食事とか物流とか、それが自衛隊が担った分ができなくなりますので、各自でやらないといけない。そうすると、その避難場所が自炊する場でもあると思います。そういうところで自主防災

組織と集会所の充実も含めて、この組織づくりをということについての質問に対して御回答をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

南海トラフですが、議員おっしゃるとおり、予想もつかないような大規模な被害が想定されるところでございます。確かに、普段から地域でコミュニケーションを取って自らの命は自分で守るということで自助共助の力が一番有効ではないかというふうに私どもも考えております。

地域の公民館を充実強化ということですが、先ほど申し上げましたとおり、まず避難は避難所でないといけないとか公民館でないといけないとかということではございませんし、あと 117 行政区がある中で、地域公民館をすべて強化していくと財源的にも非常に厳しいものがございます。ですので、私どもとしましては今の指定緊急避難場所と指定避難所にしております 38 か所をより充実してまいりたいというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 南海トラフのときの阿蘇の想定は 6 弱とか 6 とか言われてますので、同じくらいの規模かなと、そういうふうに思っております。それで自主防災組織の充実も含めてよろしくをお願いいたします。

では、この質問はこれで終わります。何かありますか。なければもう次に移ります。すみません。

では、2 番、阿蘇山火口見学について質問を進めていきたいと思っております。（1）噴火被害の復旧状況は。（2）火口見学再開のめどは。この 1 番、2 番まとめて質問をいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 火口見学についての施設の復旧の状況を説明いたします。

阿蘇市の所管の部分については、監視所の修繕が終わりまして、あと駐車場の陥没の補修、それと柵の補修になります。Eゾーンのほうは災害部分が今月末から入ります。環境省エリアなんですけれども、本復旧の見通しとしてはガス検知器のほうは 6 基中 3 基を 10 月中に復旧、残る 3 基は機材調達等の関係で、まだ 5、6 か月かかるとのこと。ガス検知器に必要なケーブルと電気の復旧工事はまもなく竣工する予定ですので、3 基は 10 月末には動くのではないかと考えております。

ゾーン一帯の転落防止柵のほうは年度内 3 月までの工期となっております。いずれも本復旧の時期でございますので、どうかその 3 基できる範囲内で整備ができないかということで、打診を環境省のほうにしております。

そのめどということなんですけれども、その 3 基の範囲ということに配置しますと Bゾーン、メインのゾーンはカバーできると思っております。その 3 基が順調に 10 月末に動くことができれば再開してほしいんですが、転落防止柵などが全部仮設になります。それと環境省の考えもありますので、そこはいつとは言えないところでございます。何より見学再開に向けては阿蘇火山防災会議協議会の了解が必要となります。現場を視察いただいて、そして

そこから御意見が出ればそれに対応しながらという工程になると思います。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 3基の検知器ができれば何とかBゾーンのほうはできるかもしれない。10月ぐらいまでをある程度、私もめどとして考えておきたいと思います。

噴火から1年たってるんですけど、なんでこんなに遅くなったのか、その原因についてお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 再開が遅れた原因ということでございます。すみません、それと、今の再開の時期なんですけども、これは本当に環境省さんと防災協によりますので、そこはもう本当にまだ不明というところでございます。

それと、今の長引いてる理由でございますけれども、実際、検知器は6基が被災しました。そして部品を寄せ集めて3基が動くようになったということが10月末には3基動くと、寄せ集めでですね。残る3基は外国の受注生産でございます。これでちょっと時間を要してるということになります。今回、光ケーブルの管に火山灰が入りまして、下から遊歩道に1.6キロぐらい埋設してあるものを全部やり替えています。それが10月初旬ぐらいには完成するというような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 本格オープンにはすべての設備を整えなければできないと思うんですが、プレオープンみたいな感じで、今のような形だったら有線じゃなくて無線にするとか、検知器も携帯用の検知器にして、ガスマスクを付けてガイドセットで見学してもらう。エリアの転落防止柵がなければ、仮設かガイド付きでここから先は行かないでくださいという、見ながらやるということで、プレオープンとして早くすることもできるんじゃないかと思えますけど、そういった検討もお願いしたいと思いますが、ガスマスクについては、ある程度のお金を払ってもらっても、何かシールか何か付けて記念にしてもらって、漫画ワンピースのガス出すキャラとかありますので、あれは熊本感もありますので、観光記念に火災のときも使えるガスマスクということで持って帰ってもらうとか、そういった工夫をして早めに火口見学ができるようにできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ガスマスクを使ったりとかいろんなアイデアを持った見学については、本当にいろいろ協議会専門の先生の考えもございますので、すぐすぐということにはいかないと思います。ただ、とにかく火口見学がやっぱり1か月でも早くというのが住民からの要望があったということで、切に私も感じておりますので、その点については部分開放というのを引き続き一生懸命打診していこうと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今回検知器については半導体の問題もあったということも聞いておりますし、外国で作ってるというのもありますので、できれば環境省さんに言って日本で調達できるように何か工夫していただきと伝えてください。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） その点については噴火直後に環境省副大臣がお見えになったときに、市長も直々その課題について触れられて、その中で副大臣のほうから新しいそういうシステムの研究をしようということの前向きな回答をいただいておりますので、今立派なものを復旧中ではありますけれども、一方ではそういった研究もしていかなければいけないということで、前向きな回答をいただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では、3番目、公共施設の今後の改修費用についてということで質問に移ります。（1）財務書類分析に計上している施設の改修についてですが、これはお手元に資料をお配りしてます、議会のとき配られてるこの阿蘇市財務書類分析、この書類の18ページです。資料2の2です。これの18ページになります。今回も体育館の関係、学校施設の関係とかを含めて老朽化、改築の話とかいろいろ出てますけど、すべて財源がないとなかなか難しいところがあると思います。3月議会のときに修繕費を聞いたところ、この表の固定資産の一番上にある459億円、この額よりも大きな金額が修繕費として財政課長から答弁がありましたので、これについてどうなのかということで今回質問に上げました。

修繕費が当初設置したときの試算を上回るようだったら、修繕するよりも建て直したほうが早いわけで、そういったところについて質問しようと思います。修繕費と建物の価格の問題については、今日は質問の中でプールが30年というのが出ましたが、例えば30億円の建物を建てて30年の償却期間だったとすると、1年が1億円ですよ、30割る30で、1億円、それを減価償却費として30年間ためていけば30億円たまるわけですよ。そのとき償却が終わって価値がゼロになるので、そのたった30億円でまた30億円の建物を建てると。そのリズムが一番いいと思うんですが、これに長寿命化の計画が入ったりとか、あるいは補助金の補助率の問題があったりとか、財政的に遅れたりとか、あるいは災害があったりとか、阿蘇市の場合は規模が大きいのでいろんな施設がたくさんあります。それで、総額的に見ないとちょっと分からないかなと思っております。ややこしくなるので、建て直しよりも修繕費が大幅に大きくなると問題だなと思いますので、この試算表から課長が示した修繕費について比較検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それで、資料のほうに移りますが、右側の箱の米印のところに、今後40年間で約594億円、年間約15億円と書いてありますが、これは3月のときの課長の答弁でしたけども、これについてまず少し説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えいたします。

この一般会計等貸借対照表18ページのほうに記載してあります約594億円につきましては、今後40年間で将来更新した場合の費用といたしまして試算した額が594億円と。この594億円の中には学校施設、それから公営住宅については含まれておりません。それと、この財務諸表上で見ております①から④まで手書きで記載がございますが、建築系の公共施設に対して今後40年間の更新費用がそれだけかかるという説明でありまして、ここの財務諸

表上では①と③、建物の部分が今後の更新費用の対象の建築物ということで考えております。594 億円、この試算は総務省が公表しております更新費用試算ソフトを活用して試算しております。こちらの中には施設の用途ごとに統一した更新単価というのが設定してありまして、その単価の積み上げの中には施設の更新に伴う解体費用であったり、仮移転費、それから更新に伴う設計費用あたりが含まれております。また、物価上昇による資材価格の増も反映しておりますし、加えまして、耐用年数が来た時点での単純な建て替えではなくて、築 30 年経過した時点で大規模改修を実施するという想定のもと、安全面も考慮の上試算した条件で算定したというところで、通常この財務諸表上での価格については建築当時の取得価格を基本としておりますので、なかなか整合性が取れないというかそういう数値になっております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 資産で修繕が必要なものとして1から4を上げてたんですが、それが総計で722億円になります。課長が言われたのはそのうちの1と3が修繕費の対象になるということで、これには学校施設と公営住宅は入っているということで、資産表のほうに入っているということでよろしいんですか。金額がちょっと暗算でできないんですが、4の工作物の418億円が減るとなると恐らく300億円ぐらいですかね、学校施設、公営住宅まで入れて。300億円の初期取得価格に対して修繕費が600億円ぐらい、倍ぐらい40年間でかかっていくと。確かに物価上昇率というのも計算されていると思うんですけど、7%だったら10年で倍になりますから、ただ、今2%ぐらいなのでどうか分かりませんが、ちょっと高いんじゃないかと思うんですが。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） この財務諸表上の資産の額については、先ほど申し上げました建築当時の取得価格を用いて資産を計上しているという部分で、基本的には現在の建築単価と比べると非常に低くなっているというような状況でありますし、また、現在求められている性能の上質化、例えば、以前と違って学校施設であれば耐震化が求められておりますし、空調設備も標準的な装備ということになっているかと思えます。そういったことで更新の単価自体が上がっていると。それから、阿蘇市の場合は公共施設の約半数以上が築30年以上経過しております。したがって、築30年の段階で一応大規模改修を行うという想定をソフトのほうではしておりますので、大規模改修から建て替えまで、40年間のうちに同じ施設で2回出てくる施設がかなりあるということで額が膨らんでいるということだと考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 大まか分かりました。30年前の建物ですから評価額も低いだろうと思えますので、これはまた考えていきたいと思えます。

それで、今度は減価償却でこれは工作物、④まで入れた計算で減価償却の累計額が、要は建物ができてその価値が減っていった分が減価償却費として出てきますので、その分が修繕費として必要なということで私は考えておりまして、例えば、過疎債で建て直した場合は、

その 30%が実費で要るかなということで、一応 445 億円を 30%で掛けて 133 億円という数字を出しました。この数字は将来において建て直すときに必要な金額として基金として積み立てていったほうがいいと思ってるんですが、実際、施設に関しての積立基金は 3 億円ぐらいしかないのが現状だと思います。学校設備に対しては 1 億 9,000 万円ぐらいですかね、今。だと思いますので、基金自体は足りない。足りないとなると建て替えるときにその都度市債を起こしてやっていくということになりますので、将来的には 133 億円は将来負担比率に跳ね返ってくるのではないかと、そういうふうに考えております。将来的にこれだけのものがあるということで、心構えとして考えながら計画を立てていただきたいと思うんですけども、漠然とした話なんですけど、課長としていかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 施設改修に当たっての財源ということで、まずはやはり国・県の補助事業あたりを活用して進めていきたいという部分と、先ほど言われました過疎対策事業債あたりは有効な起債でありますので活用していきたいという部分と、公共施設管理基金、こちらのほうの積立もやはり検討していく必要があるというふうに考えております。また、近年、公共施設等適正管理推進事業債という起債ができております。そう言った部分も有効に活用しながら建物の改修あたりは進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では、できればこれから一步進んで逆に毎年毎年の修繕費がこれぐらいしか出せないの、逆算していった阿蘇市が持てる資産の金額はこのぐらいが限度だという数字も出していただきたいなと、そういうふうに思っております。それで改修計画、無理のない阿蘇市が後々建物が壊れてすぐ建て直さないといけないとかということで、どんどん市債が増えてくような状況にならないように気を付けていただきたいと思います。何かあれば。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 現在、施設の修繕、更新、解体等の金額については、令和元年度、2年度、3年度の平均約 14 億円かかっております。これから先、恐らく 20 億円台になるだろうと想定されますので、しっかり健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） ところでここ 3 年間の修繕費は分かりますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 先ほど申し上げました令和元年度が約 19 億円、令和 2 年度が約 12 億円、令和 3 年度が約 9 億円、3 か年の平均が約 14 億円でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） ではある程度計画どおりに予算は立てられてるということでよろしいでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 早急な対応も必要となる部分はありますけれども、計画どおり進められているというふうに認識しております。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 分かりました。ありがとうございました。

では、2番、3番に移りたいと思います。（2）、（3）です。防災無線とお知らせ端末の予算、財源、更新期間、3番の光ファイバー網のメンテナンス必要額はということで、これについてまず回答をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） では、ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、防災行政無線とお知らせ端末の更新に係る費用、予算額、財源、期間はということで、昨年度から更新中の防災行政無線の費用でございますが、総事業費が14億3,748万9,000円、財源は全額が緊急防災減災事業債でございます。それから、今年度からのお知らせ端末の更新でございますが、本年度の管理システムを含め総予算額10億2,730万円を見込んでおまして、このうち本年度の管理システムの更新費用1億1,330万円の財源は国のデジタル田園都市化構想推進交付金、それからコロナの交付金、それから産山村の負担等々でございます。それから、令和5年度から3か年度で更新いたします各世帯のお知らせ端末、これにつきましては、財源は地域情報基盤整備基金並びに過疎対策事業債の活用を予定しておまして、加えて、活用できる有利な補助金がないか現在検討をしているところでございます。それから更新期間ですが、両設備ともこれまで、なるべく長期にわたって使用できるように長寿命化を図りながら運用しておまして、定められた一定の期間というものはありません。

それから、続きまして、光インターネットのケーブルの更新でございます。市の光ケーブルの更新期間でございますけれども、まず税の減価償却に用いる財務省令の耐用年数としては10年とされておりますけれども、日本電線工業会の技術的資料では、屋外では15年から20年は使えるのではないかとということでございます。実際、民間の事業者で使っております光ファイバーが古いもので18年前に敷設したのもございますけれども、更新しておらず今でも使っており、大規模な敷設替えを行われていないということでございます。仮の想定ではございますけれども、市の光ファイバーケーブルを全部一斉に交換した場合の試算でございますが、計算では13億1,000万円程度を見込んでいますとでございます。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 光ファイバーについては、13億円ということで、今基金が6億円ぐらいですかね、確か。これはこの更新の計算はさっきの財政課長の計算には入ってないと思うんですが、これはこれでまた別途考えないといけないということですか。ちょっと時間がないので、すみません、そのまま質問します。

更新更新でいくと、その都度補助金があればいいんですけど、なかなか難しいところもありますので、防災無線とお知らせ端末は機能が重なってる部分もありますので、そこらあたりも考えて、今後は光ファイバーもですけど、5Gの時代にもなっていって無線の時代にも

なっています。そして、市民からはLINEで出してもらえないかということの要望もありました。LINEによる通知です。LINEの場合はセキュリティの問題もちょっと私も調べないと分からないんですが、LINEでお知らせ端末の内容を出せば、もうほとんど設備費用は要りませんので、十数億円浮くんじゃないかと、そういうふうに思っています。新しい時代に備えていろいろ考えていっていただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 防災無線、お知らせ無線ともになるべく長期にわたって運用できるように保守対応しながら運用していきまして、そして、今議員の言われた5Gとか新しい技術で更新できるように考えてまいりたいと思います。

それから、LINEでございますが、本年4月から防災としては運用しておりまして、防災情報だけは発信をさせていただいております。お知らせ端末の内容をすべてというお話もございましたので、それにつきましては検討してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） ちょっと急ぎ足だったのですが、一応時間まで一通り終わりましたので、私の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。どうも御清聴ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 8番議員、谷崎利浩君の一般質問を終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

## 日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定をいたしました。

追加議案があります。準備いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

## 追加日程第1 発意第1号 消費税インボイス制度の適切な措置を求める意見書の提出について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第1、発意第1号「消費税インボイス制度の適切な措置を求める意見書の提出について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 朗読を省略いたします。

提出者より「提案理由の説明」を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） 消費税インボイス制度の適切な措置を求める意見書の提出について、提案理由を説明させていただきます。

令和5年10月から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるにあたり、シルバー人材センターの仕入税額控除が認められなくなり、結果、センターが余計に消費税を納めるという事態となる。

よって、国においてシルバー人材センターと会員間の取引が一般の商取引とは異なることに鑑み、シルバー会員配分金における適正請求書等保存方式の適用除外など、シルバー人材センターの安定的事業運営のため適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

議員各位におかれましては、本趣旨に御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（湯淺正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発意第1号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 御異議なしと認めます。よって、発意第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思います。御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 御異議なしと認めます。よって、令和4年第3回阿蘇市議会定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月2日から本日までの21日間の会期で開催され、各会計予算をはじめ、決算の認定など重要案件が提出されました。

議員各位におかれましては、終始熱心に御審議、御決定を賜り、全議案滞りなく終了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。円滑な議会運営への御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、市長をはじめ執行部の皆様方には、会期中、何かと御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出されました意見などについて特に意を用いられ、市政を推進されますよう切望いたします。

朝夕ずいぶんと過ごしやすくなりましたが、依然、コロナ禍で我慢の生活を続けておられる皆様方が安心して暮らせられるような環境を整えるべく、市議会として尽力してまいりますので、なお一層御自愛の上、阿蘇市発展のため、ますますの御活躍、なお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶といたします。

これをもって、令和4年第3回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時11分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 4 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員